

平成 2 7 年度

法務省事前評価実施結果報告書

平成 2 7 年 8 月

法 務 省

はじめに

本報告書は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）第6条第1項の規定により作成した法務省政策評価に関する基本計画（平成26年4月25日決定。平成27年4月17日改定）に基づき、本年度実施した事前評価の結果を取りまとめたものである。

なお、本報告書の作成に当たっては、政策評価懇談会委員の意見等を参考とした。

目 次

1	法務省の政策体系	1
2	平成27年度事前評価実施結果報告書	
	(1) 法務に関する調査研究	
	再犯者の実態と再犯防止対策に関する総合的研究	5
	(再犯者の実態と再犯防止対策に関する総合的研究：事前評価結果表)	
	粗暴犯に関する研究	11
	(粗暴犯に関する研究：事前評価結果表)	
	(参考資料)	
	研究評価検討委員会における評価基準	17
	(2) 施設の整備	
	岡山地方法務局新営工事	24
	(岡山地方法務局新営工事事業評価資料)	
	沼津法務総合庁舎新営工事	35
	(沼津法務総合庁舎新営工事事業評価資料)	
	(参考資料)	
	法務省大臣官房施設課における事業評価システム	46

政策体系

基本政策

政策

施策

I 基本法制の維持及び整備

1 基本法制の維持及び整備（事前規制型社会から事後チェック・救済型社会への転換，社会経済構造の変革に対応した基本法制の維持及び整備を行う。）

(1) 社会経済情勢に対応した基本法制の整備（情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制の整備及び社会経済情勢により変化する犯罪状況に的確に対応することができる刑事基本法制の整備により，国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と，我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに，「事後チェック・救済型社会」の基盤を形成し，社会の安定に資するものとする。）

2 司法制度改革の成果の定着に向けた取組（社会の複雑・多様化，国際化等がより一層進展する中で，事前規制型社会から明確なルールと自己責任原則に貫かれた事後チェック・救済型社会への転換を図り，自由かつ公正な社会を実現していくために，司法制度改革の成果の定着を図り，司法の機能を充実強化する。）

(1) 総合法律支援の充実強化（裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに，弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援の実施及び体制整備の充実強化を図る。）

(2) 法曹養成制度の充実（高度の専門的な法律知識，幅広い教養，豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化する。）

(3) 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化（国民の権利の適切な実現に資するため，紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を容易に選択できるよう，裁判外の紛争解決手続について，その拡充及び活性化を図る。）

(4) 法教育の推進（国民一人ひとりが，法や司法の役割を十分に認識し，法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身に付けるとともに，司法の国民的基盤の確立を図るため，法教育を推進する。）

3 法務に関する調査研究（内外の社会経済情勢を的確に把握し，時代の要請に適応した基本法制の

整備・運用等に資するよう、法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。)

- (1) **法務に関する調査研究** (内外の社会経済情勢を踏まえた研究題目の選定, 国内外の情勢の調査研究の計画的実施と必要な刑事政策上の提言を行う。)

II 法秩序の確立による安全・安心な社会の維持 (犯罪被害者等のための施策及び再犯防止対策を含む。)

4 検察権の適正迅速な行使 (国家刑罰権の適正かつ迅速な実現により, 社会の平和を保持し, 個人及び公共の福祉を図る。)

- (1) **適正迅速な検察権の行使** (刑事事件について捜査及び起訴・不起訴の処分を行い, 裁判所に法の正当な適用を請求し, 裁判の執行を指揮監督するなどの権限を適正迅速に行使する。)
- (2) **検察権行使を支える事務の適正な運営** (検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるようにするため, 検察運営の全般にわたって改善を加え, 検察機能のより一層の強化を図る。)

5 矯正処遇の適正な実施 (被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため, 適正な矯正処遇を実施する。)

- (1) **矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備** (矯正施設の適正な管理運営を維持するため, 各種警備用機器の整備・開発の推進及びその効果的な活用等を図るとともに, 研修, 訓練等を通じて職員の職務執行力の向上を図る。)
- (2) **矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施** (被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため, 被収容者の個々の状況に応じて, 収容環境の維持を含めた適切な処遇を実施する。)
- (3) **矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施** (職員の業務負担の軽減を図るとともに, 矯正処遇の充実を図るため, 民間委託等を実施する。)

6 更生保護活動の適切な実施 (犯罪をした者及び非行のある少年の社会内における改善更生を図るとともに, 犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。)

- (1) **保護観察対象者等の改善更生等** (保護観察対象者等の再犯防止及び改善更生のため, 社会内において適切な処遇を行うとともに, 犯罪や非行のない地域社会作りのため, 犯罪予防を目的とした国民の活動を促進する。)
- (2) **医療観察対象者の社会復帰** (心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の社会復帰を促進するため, 医療観察対象者に対する地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施を確保する。)

7 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施 (公共の安全の確保を図るため, 破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為

を行った団体の規制に関する調査，処分の請求及び規制措置を行う。)

- (1) **破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施**（公共の安全の確保を図るため，破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査，処分の請求及び規制措置を行うとともに，その調査の過程で得られる情報を関係機関及び国民に適時適切に提供する。)

8 団体の規制処分の適正な審査・決定（公共の安全の確保に寄与するために行う破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関し適正な審査及び決定を行う。)

- (1) **団体の規制処分の適正な審査・決定**（破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体に対する規制処分に關し，適正な審査及び決定を行う。)

III 国民の権利擁護

9 国民の財産や身分関係の保護（経済活動や社会活動に不可欠である財産上及び身分上の権利を適切に保全するための法制度を整備するとともに，円滑な運営を行う。)

- (1) **登記事務の適正円滑な処理**（不動産取引の安全と円滑，会社・法人等に係る信用の維持等を図るとともに，登記に関する国民の利便性を向上させるため，登記事務を適正・円滑に処理する。)
- (2) **国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理**（我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図るため，国籍・戸籍・供託に関する法制度を整備し，これを適正・円滑に運営する。)
- (3) **債権管理回収業の審査監督**（暴力団等反社会的勢力が参入することなどを防止し，適正な債権管理回収業務を実施させるため，債権管理回収業の許可について厳格な審査を行うとともに，債権回収会社の業務の適正な運営を確保するため，債権回収会社に対して立入検査を中心とした監督を行う。)

10 人権の擁護（人権の擁護に関する施策を総合的に推進する。)

- (1) **人権の擁護**（人権が尊重される社会の実現に寄与するため，人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防を図るなど，国民の人権の擁護を積極的に行う。)

IV 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理

11 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理（国民個人の権利・利益と国の正当な利益との間における争訟に対して，統一に対処し適正な調和を図る。)

- (1) **国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理**（国民の期待に応える司法制度の実現に寄与するため，国の利害に関係のある争訟を適正・迅速に処理する。)

V 出入国の公正な管理

12 出入国の公正な管理（出入国管理行政を通じて国際協調と国際交流の増進を図るとともに、不法滞在者等を生まない社会を構築する。）

- (1) 出入国の公正な管理（我が国の国際交流の推進及び観光立国実現のため、円滑な出入国審査の実施を推進するとともに、安全・安心な社会の実現のため、不法滞在者等対策を推進する。）

VI 法務行政における国際化対応・国際協力

13 法務行政における国際化対応・国際協力（外国関係機関との連携等を通じて、法務行政の国際化や諸外国への協力を適切に対応する。）

- (1) 法務行政の国際化への対応（国際化する法務行政の円滑な運営を図る。）
- (2) 法務行政における国際協力の推進（国際連合と協力して行う研修や法制度整備支援等を通じて、支援対象国であるアジア等の開発途上国に、「法の支配」と良い統治（グッド・ガバナンス）を確立させ、その発展に寄与するとともに、我が国の国際社会における地位の向上等に資するため、法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供するなどの国際協力を推進する。）

VII 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営

14 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営（説明責任の履行、透明性の確保、人的物的体制の整備確立等を通じて、法務行政を円滑かつ効率的に運営する。）

- (1) 法務行政に対する理解の促進（法務行政を国民に開かれた存在にし、その理解の促進を図る。）
- (2) 施設の整備（司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。）
- (3) 法務行政の情報化（国民の利便性、行政サービスの向上を図るため、法務行政手続の情報化を推進するとともに、法務省で運用する情報システムについて、政府全体で取り組んでいる業務・システムの最適化を図り、業務及び情報システムの効率化を推進する。）
- (4) 職員の多様性及び能力の確保（社会経済情勢の変動に適切に対応するため、職員の多様性を確保し、能力の開発・向上を図る。）

平成27年度事前評価実施結果報告書

1. 施策名等

施策名	法務に関する調査研究 (再犯者の実態と再犯防止対策に関する総合的研究)		
政策体系上の位置付け	法務に関する調査研究 (I-3-(1))		
施策の概要	内外の社会経済情勢を踏まえた研究題目の選定，国内外の情勢の調査研究の計画的実施と必要な刑事政策上の提言を行う。		
政策評価実施時期	平成27年8月	担当部局名	法務総合研究所総務企画部 企画課
評価方式	事業評価方式		

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

我が国においては、これまでも再犯防止に取り組んできているところであるが、近年において、一般刑法犯^{*1}検挙人員に占める再犯者の比率及び刑務所への入所受刑者人員に占める再入者の比率が上昇傾向にある情勢等を踏まえ、再犯防止対策は、我が国の刑事政策上の最重要課題として位置付けられている。平成24年7月には、犯罪対策閣僚会議が決定した「再犯防止に向けた総合対策」において、刑務所出所者等^{*2}の2年以内再入率^{*3}を平成24年から10年間で20パーセント以上減少させるという目標が設定され、関係省庁等と緊密に連携しながら、再犯防止施策を更に推し進めていくこととなった。また、前記総合対策においては、概ね5年後（平成29年度中）を目途に、同対策に掲げる施策の推進状況や目標達成状況等を踏まえ、同施策の見直しを行うことを定めているが、同見直し作業には、それに即した観点から収集・分析されたデータの提供が不可欠であり、さらに、その後の再犯防止施策をより効果的なものとするためには、同見直し作業から得られる実証的根拠に基づいた施策の提言が不可欠である。

再犯者の実態や再犯防止対策に関する調査研究については、従来から法務総合研究所研究部において、罪種・罪名別あるいは特性ごとに、その再犯者の実態や再犯要因等について調査研究し、また、平成19年版犯罪白書では、大規模な犯歴調査から、犯歴調査対象者の約3割である再犯者によって、約6割の犯罪が行われているという再犯者の実態を、平成21年版犯罪白書では、再犯性の高い窃盗と覚せい剤事犯者の再犯の実態を、それぞれ明らかにした。しかし、現状では、同総合対策に基づく各種施策の有効性等を検証したデータや2年以内再入率に関するデータを含め、同総合対策の見直しに活用され、更には今後の新たな施策の立案に資する幅広いデータを提供できていない。

したがって、警察、検察、裁判、矯正、更生保護の各段階における再犯・再入の実態について、罪名別や特性ごとの実態把握に留まらず、各種統計資料を基にあらゆる観点から分析すること、現在法務総合研究所研究部で実施している研究（窃盗事犯者に関する研究、高齢・障害犯罪者に関する総合的研究等）から導き出される再犯要因や各種施策と再犯・再入との関連性等を考察すること、さらには、出所後2年以内に刑務所に再入所する者の実態に関するデータを収集することなど、再犯防止に資する基礎資料を提供することが必要であり、有益であると考えられる。

(2) 目的・目標

本研究の目的とする政策効果は、「再犯者の実態について、特に出所後2年以内に刑務所に再入所した者を中心に、その実態を明らかにし、再犯防止対策及び処遇の在り

方を検討するために有益な基礎資料を提供すること」である。

(3) 具体的内容

ア 研究期間

平成28年度から平成29年度までの2か年

イ 研究内容

(ア) 再犯の動向

警察統計，検察統計，矯正統計，保護統計等を用いて，再犯の動向及び再犯者の実態等を分析する。具体的には，一般刑法犯全体における再犯者率^{*4}の推移や入所受刑者人員に占める再入者率^{*5}の推移の他，主要罪名ごとの再犯者率の推移，さらには，2年以内再入率について，出所受刑者の主要罪名ごとに，性別，年齢層別，出所事由別，刑期刑名別，入所度数別，帰住先別等を分析する。

(イ) 再犯に係る実態調査①

現在法務総合研究所研究部で実施している「窃盗事犯者に関する研究」，「高齢・障害犯罪者に関する総合的研究」等に係るデータを活用して，出所後2年以内に刑務所に再入所した者を調査対象者とし，その者の基本的属性，犯罪の内容，処遇状況（例えば，特別調整^{*6}・就労支援等）や出所後の医療・福祉的支援の有無等について，その者の実態を明らかにするとともに，再犯要因等を分析する。

(ウ) 再犯に係る実態調査②

平成28年の一定期間において，刑務所に入所した受刑者を調査対象者とし，その者の基本的属性，犯罪の内容，前刑時の処遇状況等について，刑事確定記録又は被収容者身分帳簿等に基づき調査票による調査を行うとともに，調査対象者の入所前の生活状況，同人の意識等について質問紙による調査を行うことによって，出所後2年以内に刑務所に再入所した者の実態，処遇状況等と再犯との関連性等を明らかにするとともに，再犯に至らないために必要とされる支援や指導等を考察する。

(エ) 再犯防止施策に関する実地調査

総合対策に係る国の機関をはじめ，地方公共団体等において実施されている再犯防止に資する各種施策や取組の現状を実地調査する。

(オ) 諸外国における再犯者の実態等に係る資料・文献調査

諸外国における再犯者の実態や再犯防止対策の現状を紹介した資料や文献等を収集する。

ウ 共同研究者

政府の重要施策の見直し作業のために提供する基礎資料であること，また法務総合研究所研究部においては従来から特定の罪種・罪名や特性ごとの追跡調査を中心に調査研究を実施してきたところ，本研究は，多様な罪種・罪名や特性の対象者に焦点を当て，統計資料によるデータ分析及び実態調査を行うことから，刑事政策，統計分析等の分野における学識経験者を共同研究者とする。

エ 成果物の取りまとめ

上記を総合して，再犯者の実態について，特に出所後2年以内に刑務所に再入所した者を中心に，その実態を明らかにし，これらの者に対する再犯防止対策の課題と今後の在り方を取りまとめて，法務総合研究所研究部報告として発刊する。

3. 評価手法等

外部有識者等で構成される研究評価検討委員会（学者委員7名，法務省の他部局員4名の計11名により構成）において，本研究の上記目的の是非及び達成の見込みについて検証した上，評価基準第4の1に掲げる各評価項目について4段階（AからD）で評価を行い，

各評価に応じた評点を付すものとし、その評点の合計点に応じて、本研究の効果について判定する。

4. 評価の内容

本研究について、平成27年4月22日に実施された研究評価検討委員会の結果を踏まえ、評価基準第4の1に掲げる各評価項目について、次のとおり評価を行った（各評価項目の評点は別添のとおりである。）。

（必要性の評価項目）

本研究は、「再犯者の実態について、特に出所後2年以内に刑務所に再入所した者を中心に、その実態を明らかにし、再犯防止対策及び処遇の在り方を検討するための基礎資料を提供する」ことを目的としたものであり、法務省の重要な施策である「再犯防止に向けた総合対策」と密接に関連するものであり、実施の必要性が極めて高い。また、再犯研究については、先行研究等はあるものの、出所後2年以内に刑務所に再入所した者を調査対象とし、その者の実態や処遇状況等を網羅的に調査研究したものはかつてなく、さらにその実態把握のためには、検察・矯正・更生保護にまたがる調査研究が必要であり、全国に関係機関を有する法務総合研究所以外の研究機関等では同様の研究を行うことは著しく困難であり、他に代替性のない研究である。さらに、前記総合対策については5年後（平成29年度）の見直しが予定されており、各種施策の見直し作業を効果的に進めるためには、その前提として、近年における再犯者の実態や処遇状況等を調査研究し、見直しのための基礎資料として提供することが必要不可欠であることから、早期に研究を実施する必要性が極めて高いテーマである。なお、研究評価検討委員会における必要性を評価する3項目の評点は30点中30点である。

（効率性評価項目）

本研究では、刑務所を出所後2年以内に再入所した受刑者等の実態調査等に重点を置いているところ、研究評価検討委員会においては、調査対象者として2年以内再入者等に焦点を当てることの妥当性などについて活発な意見交換がなされた。その上で、政府の重要施策である2年以内再入率を減少させるための有効な施策の在り方等を検討するためには、2年以内再入者に焦点を当て、その実態及び処遇状況等や再犯との関連性を研究するほか、比較対照群として、比較的長期にわたり再入所に至らなかった者らを調査対象に加えることも有効であること、具体的な調査手法や調査項目等については今後さらに検討の余地はあるものの、検察・矯正・更生保護での実務経験を有する研究官・研究官補のほか、共同研究者として学識経験者の知見を積極的に活用する予定であることなどの事情を勘案すれば、調査対象の設定は適切なものとなる見込みであり、研究の実施体制・手法も適切なものとなる見込みであることなどが確認された。研究手法の費用対効果に関しては、本研究で用いる基礎データの入手は、法務省機関としての利点を活かしたものであり、実態調査についても法務省の関係部局の協力を得て実施する予定であるため、費用対効果の観点からも十分に合理的なものとなる見込みである。なお、研究評価検討委員会における効率性を評価する3項目の評点は30点中24点である。

（有効性評価項目）

本研究は、「再犯防止に向けた総合対策」の見直し作業のための基礎資料を提供するものであり、法務省を始めとする行政機関等の施策の立案・改善において大いに利用される見込みがあるだけでなく、再犯防止は、刑事政策における最大の課題であり、大学の研究等においても大いに利用されることが見込まれる。なお、研究評価検討委員会における有効性を評価する1項目の評点は10点中10点である。

（総合評価）

以上のとおり、本研究は、必要性、効率性及び有効性のいずれの観点からも高く評価することができ、研究評価検討委員会における評点の合計点は、70点中64点であったこ

とから、評価基準第3の3に基づき「大いに効果があることが見込まれる」と認められる。

5. 学識経験を有する者の知見の活用

(1) 実施時期

平成27年8月12日～20日

(2) 実施方法

持ち回り審議

(3) 意見及び反映内容の概要

なし

6. 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

○「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）^{*7}

第3 再犯防止のための重点施策

3－（1）再犯の実態や対策の有効性等に関する総合的な調査研究の実施

3－（3）既存の制度や枠組みにとらわれない新たな施策の検討

第4 再犯防止対策の数値目標

第5 推進体制

5－（2）対策の見直し

7. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

なし

8. 備考

○平成19年版犯罪白書「再犯者の実態と対策」

○平成21年版犯罪白書「再犯防止施策の充実」

*1 「一般刑法犯」

刑法犯全体から過失運転致死傷等を除いたものをいう。

*2 「刑務所出所者等」

刑務所出所者及び少年院出院者をいう。

*3 「2年以内再入率」

出所等年を含む2年間（出所等した年の翌年の年末まで）において刑務所等に再入所する者の割合をいう。

*4 「再犯者率」

検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。

*5 「再入者率」

入所受刑者人員に占める再入者の人員の比率をいう。

*6 「特別調整」

被収容者のうち、高齢であるもの又は障害を有するものであって、かつ、適当な帰住予定地のないものに対する矯正施設の長による保護及び保護観察所の長による生活環境の調整についての特別の手續をいう。

*7 「再犯防止に向けた総合対策（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）」

第3 再犯防止のための重点施策

3－（1）再犯の実態や対策の有効性等に関する総合的な調査研究の実施

刑務所出所者等が再犯に至った経緯や住居・就労確保に至った状況等、再犯の実

態把握や個別具体的な再犯防止対策の効果検証のため、対象者の罪名・罪種のみならず、特性や問題性等、複数の要素に着目した分析や研究等を継続的に実施する。また、刑務所出所者等のうち、再犯をしなかった者について、更生することができた要因等の調査研究を検討する。

3－(3) 既存の制度や枠組みにとられない新たな施策の検討

再犯の実態や対策の効果等に関する調査研究の結果等を踏まえ、満期釈放者や保護観察終了者に有効な支援を行うための新たな枠組み等、既存の制度や枠組みにとられない新たな施策について、関係省庁の連携の下で、検討を行う。

第4 再犯防止対策の数値目標

刑務所出所者等の再犯防止における本対策の効果をできる限りの確に捉えるため、出所等年を含む2年間において刑務所等に再入所等する者の割合（以下「2年以内再入率」という。）を数値目標における指標とする。

なお、上記期間は、出所等後において最も再入率が高い時期となっており、この期間における再犯を防止する効果は大きいと考えられる。

そこで、過去5年における2年以内再入率の平均値（刑務所については20%、少年院については11%）を基準とし、これを平成33年までに20%以上減少させることを目標とする。

第5 推進体制

5－(2) 対策の見直し

本対策については、社会経済情勢等の犯罪をめぐる諸情勢の変化、本対策に基づく施策の推進状況や目標達成状況等を踏まえ、概ね5年後を目途に見直しを行う。

事前評価結果表

【再犯者の実態と再犯防止対策に関する総合的研究】

	評価項目	評価	評点	参考
必要性	1 法務省の施策に関連して必要なものか。	A	10点	本研究は、「再犯者の実態について、特に出所後2年以内に刑務所に再入所した者を中心に、その実態を明らかにし、再犯防止対策及び処遇の在り方を検討するための基礎資料を提供する」ことを目的としたものであり、法務省の重要な施策である「再犯防止に向けた総合対策」と密接に関連するものであって、実施の必要性が極めて高い。
	2 代替性のない研究であるか。	A	10点	再犯研究については、先行研究等はあるものの、出所後2年以内に刑務所に再入所した者を調査対象とし、その者たちの実態や処遇状況等を網羅的に調査研究したものはかつてなく、さらにその実態把握のためには、検察・矯正・更生保護にまたがる調査研究が必要であり、全国に関係機関を有する法務総合研究所以外の研究機関等で同様の研究を行うことは著しく困難であり、他に代替性のない研究である。
	3 早期に研究を実施すべきテーマであるか。	A	10点	「再犯防止に向けた総合対策」については5年後（平成29年度）の見直しが予定されており、各種施策の見直し作業を効果的に進めるためには、その前提として、近年における再犯者の実態や処遇状況等を調査研究し、見直しのための基礎資料として提供することが必要不可欠であることから、早期に研究を実施する必要性が極めて高いテーマである。
効率性	4 研究における調査対象の設定が適切であるか。	B	7点	本研究では、刑務所を出所後2年以内に再入所した受刑者等の実態調査等に重点を置いているところ、研究評価検討委員会においては、調査対象者として2年以内再入者等に焦点を当てることの妥当性などについて活発な意見交換がなされた。その上で、政府の重要施策である2年以内再入率を減少させるための有効な施策の在り方等を検討するためには、2年以内再入者に焦点を当て、その実態及び処遇状況等や再犯との関連性を研究するほか、比較対照群として、比較的長期にわたり再入所に至らなかった者を調査対象に加えることも有効であることなどの事情を勘案すれば、調査対象の設定は適切なものとなる見込みであることなどが確認された。
	5 研究の実施体制・手法が適切であるか。	B	7点	具体的な調査手法や調査項目等については今後さらに検討の余地はあるものの、検察・矯正・更生保護での実務経験を有する研究官・研究官補のほか、共同研究者として学識経験者の知見を積極的に活用する予定であることなどの事情を勘案すれば、研究の実施体制・手法も適切なものとなる見込みである。
	6 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。	A	10点	本研究で用いる基礎データの入手は、法務省機関等としての利点を活かしたものであり、実態調査についても法務省の関係部局の協力を得て実施する予定であるため、研究手法は費用対効果の観点からも、十分に合理的なものとなる見込みである。
有効性	7 法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に利用されるか。	A	10点	本研究は、「再犯防止に向けた総合対策」の見直し作業のための基礎資料を提供するものであり、法務省を始めとする行政機関等の施策の立案・改善において大いに利用される見込みがあるだけでなく、再犯防止は、刑事政策における最大の課題であり、大学の研究等においても大いに利用されることが見込まれる。

評点合計： 64点 / 70点

平成27年度事前評価実施結果報告書

1. 施策名等

施策名	法務に関する調査研究（粗暴犯に関する研究）		
政策体系上の位置付け	法務に関する調査研究 (I-3-(1))		
施策の概要	内外の社会経済情勢を踏まえた研究題目の選定，国内外の情勢の調査研究の計画的実施と必要な刑事政策上の提言を行う。		
政策評価実施時期	平成27年8月	担当部局名	法務総合研究所総務企画部 企画課
評価方式	事業評価方式		

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

傷害や暴行を中心とするいわゆる粗暴犯¹は、国民にとって身近に起こりうる犯罪であり、被害者の心身に対する有形無形の侵害も大きく、平穏な日常生活を脅かして社会不安を増大させる犯罪である。この点、我が国の犯罪情勢は、刑法犯の認知件数が平成14年をピークに11年連続で減少し、平成25年は昭和56年以来32年ぶりに200万件を下回ったものの、粗暴犯に関しては、他の罪種と比べて認知件数の減少幅が小さく、平成25年の認知件数は20年前の平成6年と比べると約2.5倍であり、依然として高い水準にある。特に傷害、暴行及び脅迫については、減少傾向にあった各認知件数が平成24年から再び増加に転じるなど、憂慮すべき状況にある。

検挙人員の面でも、高齢者による傷害及び暴行が増加傾向にある一方で、傷害の検挙人員に占める少年・若年者の割合は約4割と依然として最も高く、少年院入院者に占める傷害・暴行の割合は、男子の場合、窃盗に次いで高く、女子に至っては平成24年以降最も高い割合を占めている状況にある。また、傷害罪による執行猶予者の保護観察率²は、他の罪名と比べて比較的高い傾向にあるところ、傷害・暴行による保護観察対象者の取消・再処分率³は、窃盗や覚せい剤取締法違反とともに高い水準で推移している。出所受刑者の5年以内累積再入率⁴でも、傷害・暴行は、窃盗や覚せい剤取締法違反等に次いで高く、再犯に及ぶ者の割合が比較的高いことがうかがえる。

こうした情勢に照らせば、粗暴犯に関する適切な犯罪防止及び再犯防止の対策は、我が国の治安を維持・改善する上で極めて重要であり、平成24年7月に犯罪対策閣僚会議が決定した「再犯防止に向けた総合対策」においても、再犯防止のための重点施策の一つとして、「対象者の特性に応じた指導及び支援」の強化が掲げられ、再犯リスクの高い対象者、とりわけ対人暴力等の問題性が大きい者については、その問題性を早期に把握し、適切な処遇・指導を実施することの重要性が指摘されている。また、平成25年12月に閣議決定された「『世界一安全な日本』創造戦略」においても、暴力等の問題性が大きい対象者への指導及び支援を充実強化する旨の方針が決定され、その一環として、「対人暴力の問題性に対する専門の処遇プログラムの充実」や「少年院における対人暴力・不良交友等の問題性を抱える者に対する効果的な指導方法の開発」のほか、「処遇上特に注意を要する保護観察対象者について、生活状況を綿密に把握し、問題の改善に向けた指導を行う」ことなどが求められており、これらの課題を検討するためには、その前提として粗暴犯の実態を解明することが必要不可欠である。

この点、粗暴犯に関連する先行研究としては、「暴力的色彩の強い犯罪の現状と動向」と題して特集を組んだ平成14年版犯罪白書において、強盗や傷害等の9罪種に焦点を当てて警察等の統計資料を基に動向分析を行い、犯罪が凶悪化傾向にあり、集団的犯行が増加していることなどを明らかにしたが、当時は刑法犯全体の認知件数が増加し続けて

いた状況にあり、その後10年以上が経過し、我が国の犯罪情勢が大きく変化している中で、再び増加傾向にある粗暴犯に関しては、「少年・若年者」、「高齢者」、「女子」等といった対象者の特性に応じて、その動向や実態を改めて詳細に調査・分析することが必要である。とりわけ少年・若年者に関しては、「少年・若年者犯罪者の実態と再犯防止」と題して特集を組んだ平成23年版犯罪白書において、「粗暴犯の非行を行った少年のうち、少年院送致歴が2回以上ある者は、その7割が刑事処分を受け、約4割が実刑となるなど、量的にも質的にも問題性が大きく、この種の対象者の資質・環境面の問題性の解消に向けた指導や生活環境の調整の強化の必要性が高い」旨を指摘しているところ、早期の段階における適切な指導・支援の充実を図るためには、非行少年の保護者を中心とする家庭環境の状況等も踏まえて、少年・若年者による粗暴犯の実態を詳細に調査分析する必要がある。また、粗暴犯に対する効果的な再犯防止対策を検討するに当たっては、粗暴犯を繰り返す傾向のある犯罪者の特性について掘り下げて調査分析する必要があるところ、このような観点からの調査研究は必ずしも十分とは言い難く、粗暴犯の実態解明に焦点を当てた調査研究を実施する必要性は極めて高い。

(2) 目的・目標

本研究の目的とする政策効果は、「粗暴犯の実態を明らかにし、暴力等の問題性が大きい対象者の指導及び支援を充実強化するための基礎資料を提供すること」である。

(3) 具体的内容

ア 研究期間

平成28年度から平成29年度までの2か年

イ 研究内容

(ア) 動向分析

警察、検察、裁判、矯正、更生保護の各段階での統計資料に基づき、粗暴犯の発生状況等（加害者の属性、犯行態様、加害者と被害者の関係、動機、前歴等）及び処遇状況の動向について分析・検討する。

(イ) 粗暴犯の非行少年に関する実態調査

粗暴犯に相当する非行により保護処分の対象となった少年について、矯正施設等の記録に基づき、対象者の属性、非行内容、生活環境、交友関係、保護処分歴、保護者の状況等に関する調査を行うほか、可能な範囲内で、処分後の再犯・再非行の有無について成り行き調査を実施する。

(ウ) 粗暴犯の犯罪者に関する実態調査

粗暴犯に相当する犯罪によって有罪となり、矯正施設等の処遇を受けた者について、検察庁又は矯正施設等の記録に基づき、対象者の属性、犯罪内容、生活環境、交友関係、刑事処分歴等に関する調査を行うとともに、可能な範囲内で、再犯の有無等について成り行き調査を実施するほか、対象者の意識等に関する質問紙調査を実施する。

(エ) 粗暴犯に対する処遇に関する実地調査

矯正施設、保護観察所、更生保護施設等における処遇の現状を把握するため、各施設への実地調査を行う。

(オ) 成果物の取りまとめ

上記を総合して、粗暴犯の実態や処遇の実情、再犯状況等を明らかにし、これらの者に対する処遇及び再犯防止対策の課題と展望を取りまとめて、法務総合研究所研究部報告として発刊する。

3. 評価手法等

外部有識者等で構成される研究評価検討委員会（学者委員7名、法務省の他部局員4名の計11名により構成）において、本研究の上記目的の是非及び達成の見込みについて検証

した上、評価基準第4の1に掲げる各評価項目について4段階（AからD）で評価を行い、各評価に応じた評点を付すものとし、その評点の合計点に応じて、本研究の効果について判定する。

4. 評価の内容

本研究について、平成27年4月22日に実施された研究評価検討委員会の結果を踏まえ、評価基準第4の1に掲げる各評価項目について、次のとおり評価を行った（各評価項目の評点は別添のとおりである。）。

（必要性の評価項目）

本研究の対象である粗暴犯については、犯罪対策閣僚会議が決定した「再犯防止に向けた総合対策」においても、対人暴力等の問題性が大きい者について、その問題性を早期に把握し、適切な処遇・指導を実施することが重点施策として明示されているなど、法務省の重要施策である再犯防止対策と密接に関連しており、本研究を実施する必要性は極めて高い。また、近年、粗暴犯の実態を明らかにする調査研究は行われていないことに加え、粗暴犯を繰り返す傾向にある犯罪者の特性を把握すべく対象者の意識等を調査分析した調査研究も行われていない。これらの研究の実施には、検察庁又は矯正施設等の公的な資料等や質問紙調査等の手法による調査研究が必要となるところ、法務総合研究所では可能であるものの、他の研究機関では代替する研究の実施が著しく困難である。さらに、近年多くの犯罪の認知件数が減少している中で、粗暴犯についてはその減少幅が小さく、暴行や脅迫については増加している傾向にあることや、「「世界一安全な日本」創造戦略」においても、暴力等の問題性が大きい対象者への指導・支援を充実強化する旨の方針が出されているため、粗暴犯における実態等に関する基礎資料を提供することは必要不可欠なことであり、本研究は、早期に研究を実施する必要性が極めて高いテーマである。なお、研究評価検討委員会における必要性を評価する3項目の評点は30点中30点である。

（効率性の評価項目）

本研究においては、粗暴犯の検挙人員に占める少年・若年者の割合が高く、初期段階での適切な指導・支援の充実強化が重要であることや、効果的な処遇の在り方を検討する上で粗暴犯を繰り返す傾向のある犯罪者の特性を明らかにする必要性が高いことなどから、粗暴犯により保護処分の対象となった少年や問題性の大きい粗暴犯の受刑者等を調査対象としており、調査対象の設定は適切なものとなる見込みである。なお、粗暴犯の実態を明らかにする観点から、微罪処分を含めた粗暴犯の動向の調査を検討する余地もあるが、データ収集上の制約等も考慮する必要がある。本研究は、粗暴犯の処遇に関する実務経験を有する検察・矯正・更生保護の研究官等で構成されるチームで実施し、また使用するデータは、公的資料や矯正施設等から入手するもので信頼性があり、統計学的に適切な分析手法によることが予定されており、非常に適切なものとなる見込みである。さらに、研究手法の費用対効果に関しては、本研究で用いるデータの入手は法務省機関としての利点をいかしたものであり、分析については、研究官等が専門的知見をもって、既存の設備・備品等を活用して行うものであり、非常に合理的なものとなる見込みである。なお、研究評価検討委員会における効率性を評価する3項目の評点は30点中27点である。

（有効性の評価項目）

本研究は、「再犯防止に向けた総合対策」や「「世界一安全な日本」創造戦略」に沿ったものである上、粗暴犯の実態等はこれまで十分に解明されているとは言えない状況にあるため、同対策を所管する部局による法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に大いに利用される見込みである。なお、研究評価検討委員会における有効性を評価する1項目の評点は10点中10点である。

(総合評価)

したがって、本研究は、必要性、効率性及び有効性のいずれの観点からも高く評価でき、研究評価検討委員会における評点の合計点は、70点中67点であったことから、評価基準第3の3に基づき、総合評価としては、「大いに効果があることが見込まれる」と認められる。

5. 学識経験を有する者の知見の活用

(1) 実施時期

平成27年8月12日～20日

(2) 実施方法

持ち回り審議

(3) 意見及び反映内容の概要

なし

6. 施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

- 「再犯防止に向けた総合対策」*5（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）
 - 第3-1-(6) 暴力団関係者等再犯リスクの高い対象者に対する指導及び支援
 - 3-(1) 再犯の実態や対策の有効性等に関する総合的な調査研究の実施
- 「世界一安全な日本」創造戦略*6（平成25年12月10日閣議決定）
 - Ⅲ 戦略の内容
 - 3-(1)-⑦ 暴力等の問題性が大きい対象者への指導及び支援の充実強化

7. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

なし

8. 備考

- 平成14年版犯罪白書「暴力的色彩の強い犯罪の現状と動向」
- 平成23年版犯罪白書「少年・若年犯罪者の実態と再犯防止」

*1 「粗暴犯」

平成26年版犯罪白書では、「傷害，暴行，脅迫，凶器準備集合及び暴力行為等処罰法違反をいう。」とされている。なお，警察庁の統計では，上記の罪名に加え，恐喝も粗暴犯として扱っている。

*2 「執行猶予者の保護観察率」

懲役又は禁錮の執行猶予の言渡しを受けた人員のうち，保護観察付執行猶予の言渡しを受けた者の占める割合をいう。

*3 「保護観察対象者の取消・再処分率」

保護観察終了者人員のうち，保護観察期間中に刑事処分等を受け，又は遵守事項違反若しくは再犯・再非行により仮釈放等を取り消された者の占める割合をいう。

*4 「出所受刑者の5年以内累積再入率」

出所受刑者のうち，出所年を含む5年間に刑務所に再入所した者の占める割合をいう。

*5 「再犯防止に向けた総合対策（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）」

第3 再犯防止のための重点施策

1－（6）暴力団関係者等再犯リスクの高い対象者に対する指導及び支援

暴力団関係者に対しては，関係機関の情報連携の下で，個々の離脱意志の程度，暴力団との関係性，刑務所等での暴力団離脱指導の受講態度等に関する情報を的確に把握し，真摯な離脱意志を有する者に対して必要な支援を継続的に実施する。

また，再犯要因としてアルコール依存を含む問題飲酒，ドメスティック・バイオレンスを含む対人暴力等の問題性が大きい者については，その問題性を早期に把握し，適切な処遇・指導を実施する。

3－（1）再犯の実態や対策の有効性等に関する総合的な調査研究の実施

刑務所出所者等が再犯に至った経緯や住居・就労確保に至った状況等，再犯の実態把握や個別具体的な再犯防止対策の効果検証のため，対象者の罪名・罪種のみならず，特性や問題性等，複数の要素に着目した分析や研究等を継続的に実施する。

また，刑務所出所者等のうち，再犯をしなかった者について，更生することができた要因等の調査研究を検討する。

*6 「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）」

Ⅲ 戦略の内容

3－（1）－⑦ 暴力等の問題性が大きい対象者への指導及び支援の充実強化

刑事施設におけるアルコールに係る問題を抱えた者に対する指導体制の強化，暴力団からの離脱指導の充実，対人暴力の問題に対する専門の処遇プログラムの充実，少年院における対人暴力・不良交友等の問題性を抱える者に対する効果的な指導方法の開発，少年院の在院者に自己有用感を体得させるための社会貢献活動の体系化を図るとともに，処遇上特に注意を要する保護観察対象者について，生活状況の綿密な把握に努め，問題の改善に向けた指導を行う。

事前評価結果表

【粗暴犯に関する研究】

評価項目	評価	評点	参考	
必要性	1 法務省の施策に関連して必要なものか。	A	10点	犯罪対策閣僚会議が決定した「再犯防止に向けた総合対策」においても、対人暴力等の問題性が大きい者について、その問題性を早期に把握し、適切な処遇・指導を実施することが重点施策として明示されており、本研究は、法務省の重要施策である再犯防止対策に密接に関連しており、本研究を実施する必要性が極めて高い。
	2 代替性のない研究であるか。	A	10点	近年、粗暴犯の実態解明に焦点を当てた網羅的な調査研究は行われていないことに加え、粗暴犯を繰り返す傾向のある犯罪者の特性を把握すべく対象者の意識等を調査分析した例も、これまで見当たらない。粗暴犯について、検察庁又は矯正施設等の記録に基づいた調査分析や質問紙調査等の手法による研究を実施することは、法務総合研究所では可能であるが、他の研究機関では代替する研究の実施が著しく困難である。
	3 早期に研究を実施すべきテーマであるか。	A	10点	近年多くの犯罪の認知件数が減少している中で、粗暴犯についてはその減少幅が小さく、暴行や脅迫については増加している傾向にあることや、平成25年12月に閣議決定された「「世界一安全な日本」創造戦略」においても、暴力等の問題性が大きい対象者への指導・支援を充実強化する旨の方針が出されているため、粗暴犯における実態等に関する基礎資料を提供することは必要不可欠なことであり、本研究は、早期に研究を実施する必要性が極めて高いテーマである。
効率性	4 研究における調査対象の設定が適切であるか。	B	7点	粗暴犯の検挙人員に占める少年・若年者の割合が高く、初期段階での適切な指導・支援の充実強化が重要であることや、効果的な処遇の在り方を検討する上で粗暴犯を繰り返す傾向のある犯罪者の特性を明らかにする必要性が高いことなどから、粗暴犯により保護処分の対象となった少年や問題性の大きい粗暴犯の受刑者等を調査対象としており、調査対象の設定は適切なものとなる見込みである。 なお、粗暴犯の実態を明らかにする観点から、微罪処分を含めた粗暴犯の動向の調査を検討する余地もある。
	5 研究の実施体制・手法が適切であるか。	A	10点	本研究は、粗暴犯の処遇に関する実務経験を有する研究官等で構成されるチームで実施し、また使用するデータの中心は、検察庁、矯正施設又は保護観察所が保有する公的記録に基づき収集されるもので信頼性があり、また、統計学的に妥当な分析手法を用いる。したがって、研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は非常に適切なものとなる見込みである。
	6 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。	A	10点	本研究に用いるデータの入手方法は、法務省機関としての利点をいかしたものである上、その分析方法も、主として、研究官が専門的知見をもって既存の設備・備品等を活用して行うものであって、研究手法は、費用対効果の観点から、十分に合理的なものとなる見込みである。
有効性	7 法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に利用されるか。	A	10点	本研究は、「再犯防止に向けた総合対策」や「「世界一安全な日本」創造戦略」に沿ったものである上、粗暴犯に焦点を当てた調査研究はこれまでに例が乏しく、粗暴犯の実態等はこれまで十分に解明されているとは言えない状況にあるため、同対策を所管する部局による法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に、大いに利用される見込みである。

評点合計： 67点 / 70点

参 考 资 料

研究評価検討委員会における評価基準

第1 目的

本評価基準は、研究評価検討委員会が法務省法務総合研究所研究部が実施する特別研究（以下「研究」という。）に関する評価を実施するに当たって、同委員会における研究の評価の観点を明らかにし、より客観的な研究の評価の実施に資することを目的とする。

第2 適用対象

本評価基準は、法務省の政策評価の対象となった研究の評価を実施する場合に適用する。ただし、当該研究の実施方法等に鑑み、本評価基準で評価することが適切でないと研究評価検討委員会が認める研究については、本評価基準とは別の基準で評価を実施することができるものとする。

第3 評価の実施方法

本評価基準を用いての評価方法は以下のとおりとする。

- 1 評価対象の研究に関し、研究の実施前（事前評価）及び研究の実施後（事後評価）に、「第4 評価項目」の「1 事前評価」及び「2 事後評価」に掲げる各評価項目について評価を行うものとする。
- 2 各項目の評価は4段階（AからD）で行い、各評価に応じて、以下のとおり評点を付すものとする。
 - A…評点 10 点
 - B…評点 7 点
 - C…評点 5 点
 - D…評点 0 点
- 3 各評価項目で付された評点を合計した点数に応じて、評価対象の研究の効果を以下のとおり判定する。
 - 合計点 56 点以上 … 大いに効果があった。
 - 合計点 49 点以上 56 点未満 … 相当程度効果があった。
 - 合計点 35 点以上 49 点未満 … 効果があった。
 - 合計点 35 点未満 … あまり効果がなかった。
- 4 研究評価検討委員会の各委員は、法務総合研究所に対し、本評価基準による評価の実施に必要な資料等を求めることができるものとする。

第4 評価項目

1 事前評価

評価対象の研究に関し、以下の項目について評価を実施する。

(1) 法務省の施策に関連して必要なものか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

法務省の施策においては、犯罪防止、犯罪者処遇を含め、我が国の刑事政策の適切な策定運用が求められるが、この観点から、法務省の施策に関連するものであれば、当該研究の必要性は高いと認められることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…法務省の重要な施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が極めて高い。
- B…法務省の重要な施策に関連し，又は，法務省の施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が高い。
- C…法務省の施策に関連する研究であり，実施の必要性がある。
- D…法務省の施策に関連しない研究であり，実施の必要性が乏しい。

(2) 代替性のない研究であるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

当該研究が，他の研究機関で実施できないものであれば，当該研究は法務省で行う必要性が高い上，研究の価値，効果も高いといえることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…他の研究機関では代替する研究の実施が著しく困難である。
- B…他の研究機関では代替する研究の実施が困難である。
- C…他の研究機関でも類似の研究を実施可能であるが，代替性があるとまではいえない。
- D…他の研究機関でも同程度の研究が実施可能である。

(3) 早期に研究を実施すべきテーマであるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

研究テーマが，刑事政策上の課題となっているなど，早期に研究を実施すべきものであれば，当該研究の必要性が高く認められることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する

- A…早期に研究を実施する必要性が極めて高いテーマである。
- B…早期に研究を実施する必要性が高いテーマである。
- C…早期に研究を実施する必要性がそれほど高くはないテーマである。
- D…早期に研究を実施する必要性がないテーマである。

(4) 研究における調査対象の設定が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

研究の趣旨・目的に沿った研究成果を効率的に得る上で，調査対象の設定（調査対象及びその範囲のほか，研究の性質によっては，調査対象件数や期間の設定等を含む。）が適切になされることが重要であることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし，調査対象の設定は非常に適切なものとなる見込みである。
- B…研究の趣旨・目的に照らし，調査対象の設定は適切なものとなる見込みであ

る。

C…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定はおおむね適切なものとなる見込みである。

D…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切ではないものとなる見込みである。

(5) 研究の実施体制・手法が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的になされるためには、専門性のある者等による適切な研究実施体制の下で、信用性のあるデータが収集され、信頼性のある手法で多様な視点から分析が行われるなど、研究の実施体制・手法が適切であることが必要であるから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

A…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は非常に適切なものとなる見込みである。

B…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切なものとなる見込みである。

C…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法はおおむね適切なものとなる見込みである。

D…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切ではないものとなる見込みである。

(6) 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的であるためには、データ・資料の入手その他の研究手法が、当該研究の趣旨・目的に沿った成果を達成する観点から、合理的な範囲の費用支出にとどまるものであることが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

A…研究手法は費用対効果の観点から、十分に合理的なものとなる見込みである。

B…研究手法は費用対効果の観点から、合理的なものとなる見込みである。

C…研究手法は費用対効果の観点から、おおむね合理的なものとなる見込みである。

D…研究手法は費用対効果の観点から、合理性を欠くものとなる見込みである。

(7) 法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や大学の研究等に利用されるか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が、法務省を始めとする行政機関等において法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討に利用され、又は、大学での研究その他の場で広く利用されることは、当該研究が法務省の施策等に直接又は間接に役立ち得ることを明らかにするとともに、広くは、国民の刑事政策への理解協力、ひいては犯罪防止や犯罪者処遇の改善等につながるものであることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に大いに利用される見込みである。
- B…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用される見込みである。
- C…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に多少利用される見込みである。
- D…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用される見込みが乏しい。

2 事後評価

評価対象の研究に関し，以下の項目について評価を実施する。

(1) 法務省の施策等に関連して必要なものか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

法務省の施策においては，犯罪防止，犯罪者処遇を含め，我が国の刑事政策の適切な策定運用が求められるが，実際の研究成果が，現に，この観点から，法務省の施策に関連するものであれば，当該研究の必要性は高かったと認められることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…現に法務省の重要な施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が極めて高かった。
- B…現に法務省の重要な施策に関連し，又は，法務省の施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が高かった。
- C…現に法務省の施策に関連する研究であり，実施の必要性があった。
- D…現に法務省の施策に関連しない研究であり，実施の必要性が乏しかった。

(2) 代替性のない研究であるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

当該研究が，他の研究機関で現に実施されておらず，実施された研究の成果が他では得られないものであれば，当該研究は法務省で行う必要性が高かったと認められる上，研究の価値，効果も高いといえることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…他の研究機関では代替する研究が現に実施されておらず，今後その見込みも乏しい。
- B…他の研究機関では代替する研究が現に実施されていない。
- C…他の研究機関でも類似の研究が実施されたが，研究成果において代替性があるとまではいえなかった。
- D…他の研究機関でも同程度の研究が実施された。

(3) 研究における調査対象の設定が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

実施された研究において、研究の趣旨・目的に沿った研究成果を効率的に得る上で、調査対象の設定（調査対象及びその範囲のほか、研究の性質によっては、調査対象件数や期間の設定等を含む。）が適切になされたことが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は非常に適切であった。
- B…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切であった。
- C…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定はおおむね適切であった。
- D…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切ではなかった。

(4) 研究の実施体制・手法が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的になされたと評価するためには、専門性のある者等による適切な研究実施体制の下で、信用性のあるデータが収集され、信頼性のある手法で多様な視点から分析が行われたなど、研究の実施体制・手法が適切であったことが必要であるから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は非常に適切であった。
- B…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切であった。
- C…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法はおおむね適切であった。
- D…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切ではなかった。

(5) 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的であるためには、実施された研究において、データ・資料の入手その他の研究手法が、当該研究の趣旨・目的に沿った成果を達成する観点から、合理的な範囲の費用支出にとどまるものであったことが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究手法は費用対効果の観点から、十分に合理的なものであった。
- B…研究手法は費用対効果の観点から、合理的なものであった。
- C…研究手法は費用対効果の観点から、おおむね合理的なものであった。
- D…研究手法は費用対効果の観点から、合理性を欠くものであった。

(6) 研究の成果物は分かりやすいものであるか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物の文書構成が適当であり、また、図表等による視覚的な配慮や平易な用語の使用などによって分かりやすいものになっていることは、実際に法務省やその他の場における利用状況に影響を与えるものであることから、この

点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…実務家にとっても，研究の成果を利用し得る実務家以外の者にとっても分かりやすい。
- B…実務家にとっても分かりやすい。
- C…実務家にとっておおむね分かりやすい。
- D…実務家にとっても理解に時間を要する。

(7) 法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や大学の研究等に利用されたか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が，法務省を始めとする行政機関等において法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討に利用され，又は，大学での研究等その他の場で広く利用されたことは，当該研究が法務省の施策等に直接又は間接に役立ち得ることを明らかにするとともに，広くは，国民の刑事政策への理解協力，ひいては犯罪防止や犯罪者処遇の改善等につながるものであることから，この点を評価する。なお，当該研究の性質上，評価実施時期までに利用されていなくても，中長期的に見て利用される見込みが認められるものについては，その有効性を認め得ることから，評価に当たってこの点を加味することとする。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に大いに利用された，又は，今後大いに利用される見込みである。
- B…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用された，又は，今後利用される見込みである。
- C…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に多少利用された，又は，今後多少利用される見込みである。
- D…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用されず，かつ，今後利用される見込みも乏しい。

平成27年度事前評価実施結果報告書

1. 施策名等

施策名	施設の整備（岡山地方法務局新営工事）		
政策体系上の位置付け	法務行政全般の円滑かつ効率的な運営 （VII-14-(2)）		
施策の概要	司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。		
政策評価実施時期	平成27年8月	担当部局名	大臣官房施設課
評価方式	事業評価方式		

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

岡山地方法務局の建物は昭和54年に建築され、その後、統合受入れ及び登記事務の集中化により、事務室及び書庫とも狭あいとなっている。

また、必要な駐車スペースが不足しており、民有地を借り上げて必要台数分を確保している状況である。

そのため、行政事務の円滑な遂行や利用者への窓口サービスの提供に支障を来しており、それらの状況を解消することが求められている。

(2) 目的・目標

業務効率の改善及び施設の集約化を行い機能不備を解消することで利用者へのサービス向上を図る。

(3) 具体的内容

事業場所：岡山県岡山市北区南方1-3-58

事業時期：平成28年度から

延べ面積：6,199平方メートル

入居庁：岡山地方法務局

3. 評価手法等

「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」のとおりである。

4. 評価の内容

(1) 事業計画の必要性に関する評点が100点以上であること（別添資料4ページ）。

事業計画の必要性：103点

・既存庁舎は面積が不十分な上、経年による建物の老朽が進んでいるほか、耐震基準を満たしていない。

(2) 事業計画の合理性に関する評点が100点以上であること（別添資料5ページ）。

事業計画の合理性：100点

・既存庁舎は耐震基準を満たしていないほか、現行の日影規制を超えているため、これ以上の改修や増築ができないことから、同等の性能が確保できる他の案^{*}は実現不可能である。

(3) 基本機能（B1）及び付加機能（B2）が適切に反映されているものを効果のある事業計画とする。

ア 基本機能（B1）^{*}（別添資料6ページ）：133点

・現予定地での新営整備は、周辺に道路及び鉄道等が整備され良好なアクセスが確保

されており好条件である。

イ 付加機能（B 2）の評価*³（別添資料7ページ）において、特に充実した取組（A評価*⁴）及び充実した取組（B評価*⁵）が計画されており、付加機能が適切に反映されていると評価できる。

(ア) A評価の内訳（1項目）

①環境保全性（省エネ機器・システムの導入，屋上緑化，自然エネルギーの活用，グリーン購入法の全面的な対応）に対して特に充実した取組が計画されている。

(イ) B評価の内訳（2項目）

①地域性（周辺の都市環境への配慮，景観への配慮）及び②防災性（雷保護の高性能化，保管室への防火性能の確保）に対して充実した取組が計画されている。

(ウ) C評価の内訳（4項目）

①人権，②ユニバーサルデザイン，③保安性及び④耐用・保全性に対して一般的な取組が計画されている。

以上（1），（2）及び（3）より，新規採択事業としての要件を満たしていると評価できる。

5. 学識経験を有する者の知見の活用

(1) 実施時期

平成27年8月12日～20日

(2) 実施方法

持ち回り審議

(3) 意見及び反映内容の概要

なし

6. 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

なし

7. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

なし

8. 備考

*1 「他の案」

現在地での耐震改修及び増築を想定したもの

*2 「基本機能（B 1）」

基本性能（B 1）が基準レベル（100点）以上のものを効果のある事業計画とする。

*3 「付加機能の評価」

事業評価の効果（B 2）に関する評価指標は、「国家機関の建築物及びその附帯施設の位置，規模及び構造に関する基準（平成6年12月25日付け建設省告示第2379号）」を満たしているものを「一般的な取組が計画されている」（C評価）とし，これに付加して更なる取組を行っているものについて評価するものである。なお，官庁施設の計画では，同基準に定める社会性，環境保全性，機能性及び経済性についての基準を満たすことが必要とされている。

*4 「A評価」


B評価に加えた取組が計画されていると評価される場合

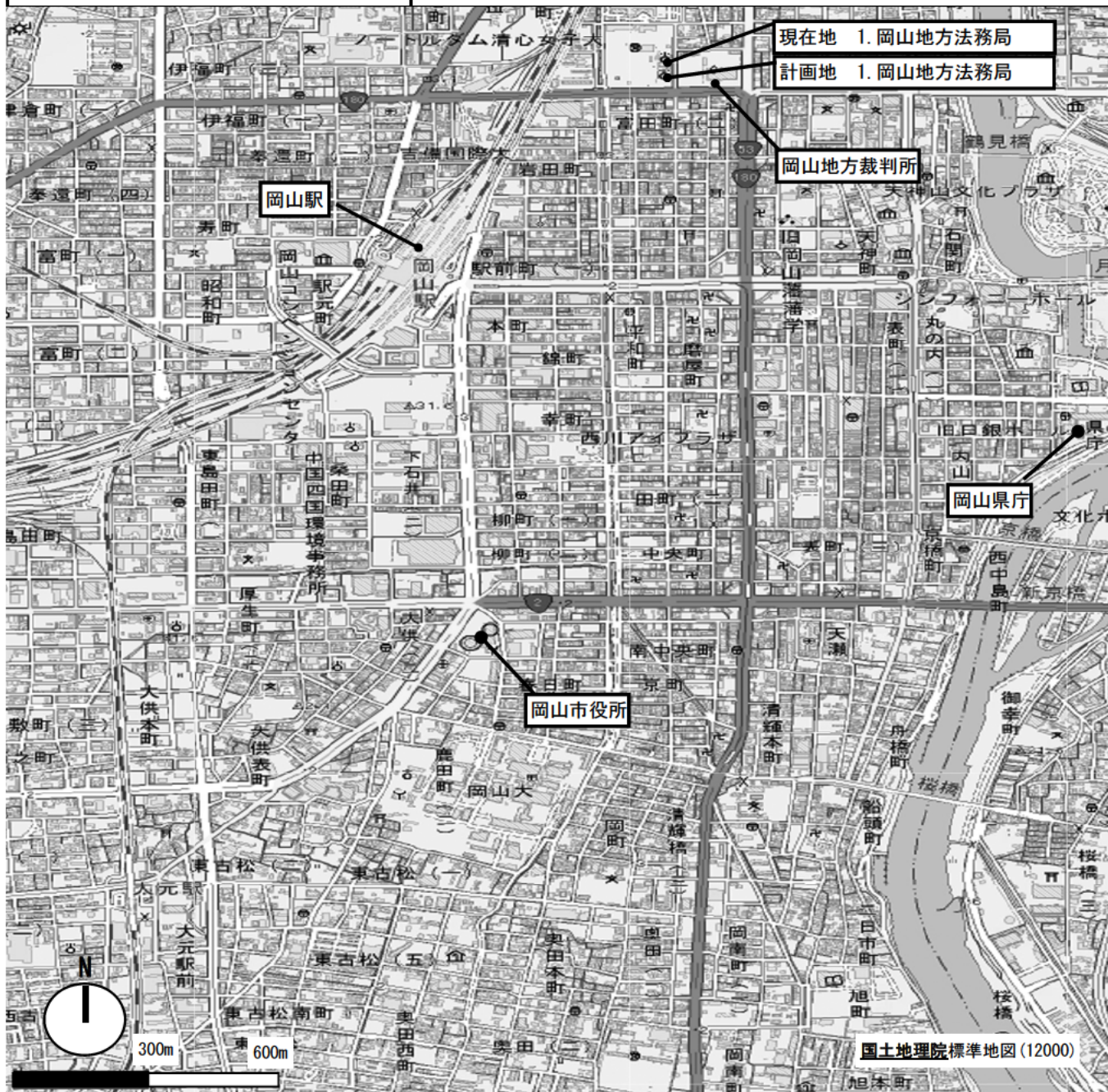
*5 「B評価」

C評価に加えた取組が計画されていると評価される場合

岡山地方法務局新営工事
事業評価資料

1 計画地周辺状況

凡例	主要施設
 <p>行政施設, 交通施設, 現在地, 計画地</p>	<p>[裁判所]</p> <p>施設名: 岡山地方裁判所</p> <p>移動距離: 0.1km</p>



官署No.	官署名称	アプローチ
		[鉄道]
1	岡山地方法務局	JR岡山駅より徒歩約13分

2 整備方針

○ 法務局		
目的	方針	
行政サービスの向上	来庁者対応機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 待合機能・情報提供機能の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・待合のためのスペースの確保 ・リフレッシュスペースの確保（自動販売機，ベンチ等） ・情報公開，情報提供スペースの確保
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 相談機能の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・相談室の充実（面積不足の解消等） ・プライバシーの確保
		<ul style="list-style-type: none"> ○ バリアフリー化 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者，高齢者，女性及び子供のための機能の充実 ・来庁者用経路の明確化（案内表示等のサイン計画の改善）
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 駐車場の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・必要駐車台数の確保
	業務処理機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 登記窓口・事務室の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・事務室の面積不足の解消 ・セキュリティーの確保
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 各領域の明確な区分 <ul style="list-style-type: none"> ・閲覧スペースの充実 ・情報端末等の設置 ・複写機等の充実
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 閲覧機能の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・閲覧機能の充実 ・情報端末等の設置 ・複写機等の充実
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 会議室の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・各種会議に対応できるスペースの確保
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 書庫充実 <ul style="list-style-type: none"> ・保存年限に基づく台帳の保管場所の確保 ・スペースの有効活用への配慮 ・保管機能の充実 （空調設備等の設置）（防災安全性の確保） （保安安全性の確保）

○ 共通	
方針	
環境負荷の小さな 施設づくり	○周辺環境の配慮 ・地域風土を考慮した計画
	○ライフサイクルコストの低減，省エネ，省資源 (ライフサイクルコスト：施設の建設，維持管理，改修及び取壊しに必要な総費用) ・負荷の抑制 ・自然エネルギーの利用 ・エネルギー資源の有効利用
	○環境負荷の少ない材料の選択 ・自然材料の利用 ・リサイクル材料の利用
フレキシビリティ の向上	○施設のフレキシビリティの向上 ・構造体の長寿命化 (耐久性のある材料及び工法の採用)

事業計画の必要性に関する評価指標

● 建替等の場合

計画理由	内容	評点					備考	評点				
		100	90	80	70	60			50	40		
老朽	木造	保安度2,500以下	3,000以下	3,500以下	4,000以下	4,500以下	5,000以下	6,000以下	災害危険地域又は対象条件の極めて過酷な場所にある場合、10点加算する。	80		
	非木造	現存率50%以下又は経年被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	60%以下 左	70%以下 同左	80%以下 同左	80%以下 同左	80%以下 同左	80%以下 同左			80%以下 同左	
狭あい (面積不足)	庁舎面積	面積率0.5以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下	敷地等の関係で増築が可能な場合にのみ、新築の主理由として取り上げる。	9		
			借用期限が切れ即刻立退が必要なもの	緊急に返還すべきもの	期限付き立退要求のもの	2ヶ所以上に分散、相互距離が300m以上で(同一敷地外)、業務上非常に支障があるもの	なるべく速やかに返還すべきもの	なるべく速やかに返還すべきもの				
借用返還	立退要求がある場合	返還すべき場合、関係団体より借り上げの場合又は借料が高額の場合	借用期限が切れ即刻立退が必要なもの	緊急に返還すべきもの	2ヶ所以上に分散、相互距離が1km以上で(同一敷地外)、業務上著しく支障があるもの	2ヶ所以上に分散、相互距離が300m以上で(同一敷地外)、業務上非常に支障があるもの	期明け立退要求のもの	同一敷地内に分散、業務上支障があるもの	相互距離は、通常利用する道路の延長とする。			
											事務能率低下、連絡困難	区画整理等が事業決定済であるもの(年度別決定済)
分散	街路、公園及び区画整理等都市計画事業施行地	周囲が区画整理等施行済みで当該施行分だけが残っているもの	区画整理等施行中で早く立退かないと妨害となるもの	都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築で防火度50点以下のもの	都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの、又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度70点以下のもの	都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの、又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度100点未満のもの	位置が不適当で業務上又は排水不良等が著しく困難なもの	位置が不適当で業務上又は排水不良等が著しく困難なもの	位置が不適当で業務上又は排水不良等が著しく困難なもの	位置が不適当で業務上又は排水不良等が著しく困難なもの	敷地等の関係で増築が可能な場合にのみ、新築の主理由として取り上げる。	4
立地条件の不良	地域性上の不適	位置の不適	位置の不適	位置の不適	位置の不適	位置の不適	位置の不適	位置の不適	位置の不適	位置の不適	位置の不適	位置の不適
施設の不備	必要施設の不備	施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの	施設が不備のため業務の遂行が困難なもの	施設が不備のため業務の遂行に支障を来しているもの	施設が不備のため業務の遂行に支障を来しているもの	施設が不備のため業務の遂行に支障を来しているもの	施設が不備のため業務の遂行に支障を来しているもの	施設が不備のため業務の遂行に支障を来しているもの	施設が不備のため業務の遂行に支障を来しているもの	施設が不備のため業務の遂行に支障を来しているもの	施設が不備のため業務の遂行に支障を来しているもの	施設が不備のため業務の遂行に支障を来しているもの
法令等	法令等に基づく整備	法令、関係決定等に基づき整備が必要なもの	法令による基準よりはるかに低いもの	法令による基準よりはるかに低いもの	法令による基準より相対的に低いもの	法令による基準より相対的に低いもの	法令による基準より相対的に低いもの	法令による基準より相対的に低いもの	法令による基準より相対的に低いもの	法令による基準より相対的に低いもの	法令による基準より相対的に低いもの	法令による基準より相対的に低いもの
合計											103	

4 事業計画の合理性

事業計画の合理性に関する評価指標

評点	評価
100点	下記のいずれかに当てはまる。
	・ 同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、事業案の方が経済的であると評価される場合。
	・ 同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、リスク等の総合判断により事業案の方が合理的であると評価される場合。
	・ 他の案では、事業案と同等の性能を確保できないと評価される場合。
0点	上記のいずれにも当てはまらない。

事業計画の効果(B1)に関する評価指標

分類	項目	係数				評価点
		1.1	1	0.9	0.8	
位置	用地取得の見込	取得済み、現地建替	1 国有地の所管替予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なもの	0.9	0.7 建設までの用地取得計画が不明確	0.5 敷地未定
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる	0.8 自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある	0.7	1.1 自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある
規模	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり	0.8	0.7	1.1 整備の見込なし
	都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画シブツコア地区整備計画等に積極的貢献	都市計画等と整合	0.9 条件整備により都市計画等との整合が可能	0.7	1.0 都市計画等と整合しない
規模	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している	0.8 敷地が有効に利用できる形状ではない	0.7	1.0 安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接していない
	建築物の規模		業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	0.9	0.7	1.0 規模未定
構造	敷地の規模		建築物の規模に応じ適切な規模となっている	0.8 駐車場の確保に支障がある	0.7	1.0
	単独行舎、 総合庁舎 としての 整備条件 機能性等	単独行舎の場合 総合庁舎の場合	単独行舎としての整備条件が 整っている 総合庁舎としての整備条件が 整っている	0.9	0.7 総合庁舎又は合同庁舎計画との調整が必要	1.0 総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要
		適切な構造、機能として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特設な施設で必要な機能等が満足される計画である	0.8 適切な構造、機能として計画されていない	0.7	1.0 標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特設な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある
評価点(各係数の積×100倍)						133

6 事業計画の効果（B2）

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
	人権	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
機能性	ユニバーサルデザイン (建物内)	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
	防災性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
	保安性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている

事業計画の効果(B2)に関する評価指標(岡山地方法務局新営工事)

分類	評価項目	取組内容 【官署と収容で共通に使えるように設定】	実例など	評価
社会性	地域性	<ul style="list-style-type: none"> 自治体・近隣施設等との連携 地域住民との連携 既存建造物(歴史的建築物)の有効利用 地域性のある材料の採用 緑地・オープンスペースの設置 地域に開放された施設の設置 周辺の自然環境への配慮 周辺の都市環境への配慮 地域の防犯への配慮 地域住民の生活への配慮 景観への配慮 	自治体と「避難所としての施設利用に関する協定書」の締結 近隣住民への避難場所提供 敷地境界部分のセットバック、緑地の確保、遊歩道の整備	A:3つ以上該当 B:2つ該当 C:1つ該当又は該当なし
		<ul style="list-style-type: none"> 地域住民の人権に配慮した建物計画 被疑者、被収容者、保護観察対象者等の人権に配慮した建物計画 来庁者の人権に配慮した建物計画 省エネ機器・システムの導入 屋上緑化 水の循環利用 自然エネルギーの活用 グリーン購入法の全面的な対応 断熱性の向上 環境性能の高いエネルギーの採用 省エネシステムの導入 	内部からの視線制御 来庁者との動線分離、外部からの視線制御 犯罪被害者、面会人等と一般来庁者との動線分離 高効率照明器具(LED照明, HI照明), 高効率変圧器 屋上緑化 雨水利用設備, 排水再利用 太陽光発電, 風力発電, クールヒート・トレンチ(地中熱) 温水器, 空調用機器, 配管材, 衛生器具, 照明制御システム, 変圧器 遮熱塗料使用 都市ガス, 電気 流量可変システムや外気冷房システム等の採用	A:2つ以上該当 B:1つ該当 C:該当なし A:3つ以上該当 B:2つ該当 C:1つ該当又は該当なし
機能性	防災性	<ul style="list-style-type: none"> 地震被害を軽減させる構造の採用 電気室をGLより高め又は2階以上に設置 止水板の設置 雷保護の高性能化 災害時の対策 非常用飲料水の確保 停電対策 保管室の防火性能の確保 	免震構造, 制震構造 避雷器設置 収容室扉の一斉解錠装置, 災害時の避難場所提供 受タンクの緊急遮断弁, 採水用水栓等の設置, 井水の確保 自家発電設備の設置, 燃料の備蓄, 蓄電池の設置 壁, 建具等の防火仕様向上(文書, 証拠品, 領置品等)	A:3つ以上該当 B:2つ該当 C:1つ該当又は該当なし
		<ul style="list-style-type: none"> 保安性の確保 被疑者, 被収容者, 保護観察対象者等の監視を容易にする工夫 保管室の防犯性能の確保 更新性の高い設備室 清掃を容易にする工夫 メンテナンスを容易にする工夫 増築可能な建物配置 	護送用車両専用車庫(シャッター付), 作業門の二重化など 監視カメラ対応, 死角を軽減させる平面・構造 鍵の二重化, 認証装置付加	A:2つ以上該当 B:1つ該当 C:該当なし A:3つ以上該当 B:2つ該当 C:1つ該当又は該当なし
経済性	耐用・保全性		光触媒など 共同溝など	A:3つ以上該当 B:2つ該当 C:1つ該当又は該当なし

平成27年度事前評価実施結果報告書

1. 施策名等

施策名	施設の整備（沼津法務総合庁舎新営工事）		
政策体系上の位置付け	法務行政全般の円滑かつ効率的な運営 （VII-14-(2)）		
施策の概要	司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。		
政策評価実施時期	平成27年8月	担当部局名	大臣官房施設課
評価方式	事業評価方式		

2. 事業等の内容

（1）課題・ニーズ

静岡地方検察庁沼津支部・静岡刑務所沼津拘置支所の建物は昭和35年に建築され、法務総合庁舎として運用されているが、経年による老朽に加えて、海に近いことから、潮風により鉄部を始めとした建物各部の傷みが顕著な状況になっている。

また、昭和53年に一部増築されているが、現行必要な諸室を整備するには面積不足であるうえ、建物内の動線が複雑であり、業務効率の低下を招いている。

そのほか、必要な駐車スペースが十分に確保されていない等、機能不備により来庁者への対応に支障を来している状態にあり、その解消が求められている。

（2）目的・目標

業務効率の改善及び合理化を図るとともに、機能不備を解消することで利用者へのサービス向上を図る。

（3）具体的内容

事業場所：静岡県沼津市御幸町22-1

事業時期：平成28年度から

延べ面積：8,998平方メートル

入居庁：静岡地方検察庁沼津支部・沼津区検察庁、静岡刑務所沼津拘置支所

3. 評価手法等

「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」のとおりである。

4. 評価の内容

（1）事業計画の必要性に関する評点が100点以上であること（別添資料4ページ）。

事業計画の必要性：113点

・既存庁舎は面積が不十分な上、経年による建物の老朽が進んでいる。

（2）事業計画の合理性に関する評点が100点以上であること（別添資料5ページ）。

事業計画の合理性：100点

・建物の老朽により躯体の損傷が著しいほか、既に増築が行われており、当該敷地にこれ以上の増築は困難なことから、同等の性能が確保できる他の案^{*}は実現不可能である。

（3）基本機能（B1）及び付加機能（B2）が適切に反映されているものを効果のある事業計画とする。

ア 基本機能（B1）^{*}（別添資料6ページ）：121点

・現予定地での新営整備は、周辺に道路及び鉄道等が整備され良好なアクセスが確保

されており好条件である。

イ 付加機能（B 2）の評価^{*3}（別添資料7ページ）において、特に充実した取組（A 評価^{*4}）が計画されており、付加機能が適切に反映されていると評価できる。

(ア) A評価の内訳（4項目）

①人権（地域住民の人権に配慮した建物計画，被疑者・被收容者等の人権に配慮した建物計画，来庁者の人権に配慮した建物計画），②環境保全性（省エネ機器・システムの導入，屋上緑化，自然エネルギーの活用，グリーン購入法の全面的な対応），③防災性（非常用飲料水の確保，停電対策，保管室の防火性能の確保）及び④保安性（保安性の確保，被疑者・被收容者等の監視を容易にする工夫）に対して特に充実した取組が計画されている。

(イ) B評価^{*5}（0項目）

(ウ) C評価の内訳（3項目）

①地域性，②ユニバーサルデザイン及び③耐用・保全性に対して一般的な取組が計画されている。

以上（1），（2）及び（3）より，新規採択事業としての要件を満たしていると評価できる。

5. 学識経験を有する者の知見の活用

(1) 実施時期

平成27年8月12日～20日

(2) 実施方法

持ち回り審議

(3) 意見及び反映内容の概要

なし

6. 施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

なし

7. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

なし

8. 備考

*1 「他の案」

現在地での増築を想定したもの

*2 「基本機能（B 1）」

事業計画の効果（B 1）が基準レベル（100点）以上のものを効果のある事業計画とする。

*3 「付加機能（B 2）の評価」

事業計画の効果（B 2）に関する評価指標は、「国家機関の建築物及びその附帯施設の位置，規模及び構造に関する基準（平成6年12月25日付け建設省告示第2379号）」を満たしているものを「一般的な取組が計画されている」（C評価）とし，これに付加して更なる取組を行っているものについて評価するものである。なお，官庁施設の計画では，同基準に定める社会性，環境保全性，機能性及び経済性についての基準を満たすことが必要とされている。

*4 「A評価」

B評価に加えた取組が計画されていると評価される場合

*5 「B評価」

C評価に加えた取組が計画されていると評価される場合

沼津法務総合庁舎新営工事
事業評価資料

1 計画地周辺状況

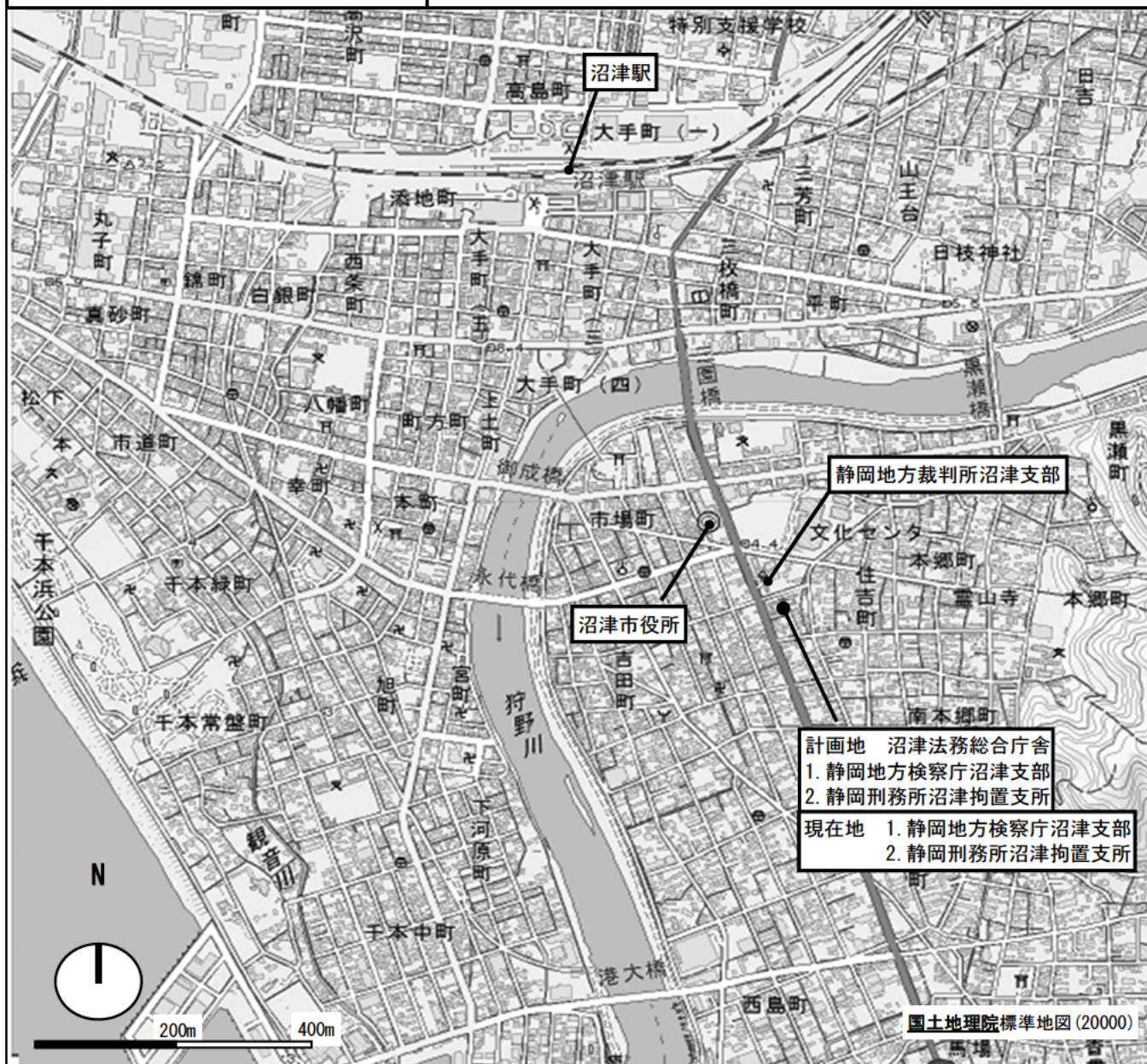
凡例 主要施設



行政施設, 交通施設, 現在地,
計画地

〔裁判所〕

施設名：静岡地方裁判所沼津支部
移動距離： 0.1km



計画地 沼津法務総合庁舎
1. 静岡地方検察庁沼津支部
2. 静岡刑務所沼津拘置支所
現在地 1. 静岡地方検察庁沼津支部
2. 静岡刑務所沼津拘置支所

官署No.	官署名称	アプローチ
		〔鉄道〕
1	静岡地方検察庁沼津支部	JR沼津駅より徒歩約15分
2	静岡刑務所沼津拘置支所	同上

2 整備方針

○ 検察庁支部

目的	方針
<p>来庁者対応機能の充実 検察業務への理解</p>	<p>○ 情報提供スペース、情報公開窓口の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 確定記録等の閲覧スペースの確保
	<p>○ バリアフリー化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者及び高齢者のための機能の充実
	<p>○ 駐車場の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要駐車台数の確保 ・ 外部からの視線が届かない降車場の設置
<p>犯罪被害者等への配慮</p>	<p>○ 犯罪被害者等への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪被害者等のためのカウンセリング室の設置 ・ 犯罪被害者等の心情及びプライバシーへの配慮 ・ 被疑者と交わらない経路計画
<p>検察業務の質的・量的変化への対応</p> <p>業務効率、検察官支援機能の充実</p>	<p>○ 調室機能の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調室の面積不足の解消 ・ 調室の増加 ・ プライバシーの確保（遮音性等の確保）
	<p>○ 付随機能等の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各待合室及び控室の充実 ・ 調室補助機能の充実
	<p>○ 窓口機能の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事件の受理窓口等の充実 ・ 罰金等の徴収窓口及び待合室の充実
	<p>○ 保管機能の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 証拠品庫及び記録保存庫のスペースの充実 ・ 証拠品庫及び記録保存庫の位置及び搬送経路の改善 ・ セキュリティーの充実 ・ 適切な保存機能の確保（空調設備等の設置等）
<p>防犯性の向上</p>	<p>○ 被疑者等専用経路及び待合室等の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被疑者等専用経路の確保 ・ 被疑者等専用待合室の確保

○ 拘置支所		
目的	方針	
拘置所業務の維持・向上	地域との調和	○景観への配慮 ・周囲の景観に調和した施設計画
		○安全性の確保 ・外部からの視線の制御 ・保安全管理体制の確保（逃走防止等への配慮） ・外部からの侵害行為に対する配慮
	来訪者対応機能の充実	○面会待合室，面会室等の機能改善 ・面会室，待合室の充実
	円滑な業務の遂行	○調室，面接調査室等の機能改善 ・調室，面接調査室等の充実
	被収容者の処遇，生活環境の改善	○居室（単独室，共同室）の機能改善 ・居室（単独室，共同室）の採光，通風等良好な環境の確保
	職員の執務環境の向上	○機能改善 ・執務スペースの充実 ・IT化への対応

○ 共通	
	方針
環境負荷の小さな施設づくり	○周辺環境の配慮 ・地域風土を考慮した計画
	○ライフサイクルコストの低減，省エネ，省資源 (ライフサイクルコスト：施設の建設，維持管理，改修及び取壊しに必要な総費用) ・負荷の抑制 ・自然エネルギーの利用 ・エネルギー資源の有効利用
	○環境負荷の少ない材料の選択 ・自然材料の利用 ・リサイクル材料の利用
フレキシビリティの向上	○施設のフレキシビリティの向上 ・構造体の長寿命化 (耐久性のある材料及び工法の採用)

3 事業計画の必要性

事業計画の必要性に関する評価指標

● 建替等の場合

計画理由	内容	評 点							備 考	評点
		100	90	80	70	60	50	40		
老朽	木造	保安度2,500以下	3,000以下	3,500以下	4,000以下	4,500以下	5,000以下	6,000以下	災害危険地域又は気象条件の極めて過酷な場所にある場合、10点を加算する。	100
	非木造	現存率50%以下又は経年推定等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	60%以下 左	70%以下 同左	80%以下 左	80%以下 左				
狭あい (面積不足)	庁舎面積	面積率0.5以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新築の主理由として取り上げる。	9
	立退要求がある場合		借用期限が切れ、即刻立退が必要なもの		借用付き立退要求のもの		なるべく速やかに返還すべきもの			
借用返還	返還すべき場合、関係団体より借り上げの場合又は借料が高額の場合						緊急に返還すべきもの			
	事務能率低下、連絡困難			2ヶ所以上に分散、相互距離が1km以上で(同一敷地外)、業務上著しく支障があるもの		2ヶ所以上に分散、相互距離が300m以上で(同一敷地外)、業務上非常に支障があるもの		同一敷地内に分散、業務上支障があるもの		
分散	街路、公園及び区画整理等都市計画事業施行地		区画整理等施行中で早く立退かないと妨害となるもの		区画整理等があるもの(年度別決定済)			区画整理等が計画決定済であるもの		
	都市計画の関係			都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度50点以下のもの	60点以下	都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの、又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度70点以下のもの	80点以下	都市計画的にみて、地域性上著しくないもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度100点未満のもの	シビックコア計画に基づくもののうち、シビックコア内の当該施行分を除く施設、関連都市整備事業等全てが整備済または建設中のものは7点、全てが整備済または建設中のものは4点を加算する。	
立地条件の不良	位置の不備			位置が不備で業務上非常に支障を来しているもの又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの		位置が不備で業務上支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの		位置が不備で業務上又は環境上好ましくないもの		
	地盤の不良			地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理上好ましくないもの		
施設の不備	必要施設の不備			施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの		施設が不備のため業務の遂行に支障を来しているもの		施設が不備のため業務上好ましくないもの又は来庁者の利用上著しく支障があるもの	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新築の主理由として取り上げる。	4
	衛生条件の不良			採光、換気不良		法令による基準より相当低いもの		法令による基準以下であるもの	新設新築の主理由として取り上げない。	
法令等	法令等に基づく整備			法令、関係決定等に基づき整備が必要なもの					国の行政機関等の移転及び機構統廃合等に適用する。ただし、機構統廃合による場合は主理由として取り上げない。	
加算点(法務総合庁舎計画等)										
主要素									従要素	
合計										113

4 事業計画の合理性

事業計画の合理性に関する評価指標

評点	評価
100点	下記のいずれかに当てはまる。
	・同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、事業案の方が経済的であると評価される場合。
	・同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、リスク等の総合判断により事業案の方が合理的であると評価される場合。
	・他の案では、事業案と同等の性能を確保できないと評価される場合。
0点	上記のいずれにも当てはまらない。

5 事業計画の効果 (B1)

事業計画の効果(B1)に関する評価指標

分類	項目	係数				評価点
		1.1	1	0.9	0.8	
位置	用地取得の見込	取得済み、現地建替	固有地の所管管予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なもの	建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定	1.1
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる	自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある	自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある	1.0
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり		整備の見込なし	1.1
規模	都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画・ビックコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	案件整備により都市計画等との整合が可能	都市計画等と整合しない	1.0
	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している	敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接していない	1.0
	建築物の規模	業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている	規模と業務内容等との関連が不明確	規模未定	1.0
構造	敷地の規模	駐車場、緑地等に必要なる面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場の確保に支障がある		1.0
	単独行舎、 総合庁舎 としての 整備条件	単独行舎の場合	単独行舎としての整備が適当		総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要	
	機能性等	総合庁舎の場合	総合庁舎としての整備条件が整っている		総合庁舎としての整備条件が整っていない	1.0
		適切な構造、機能として計画されている	標準的な構造として計画されている、又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である	適切な構造、機能として計画されていない	標準的な構造が確保できないおそれがある、又は、特殊な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある	1.0
評価点 (各係数の積 × 100倍)						121

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
	人権	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
機能性	ユニバーサルデザイン (建物内)	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
	防災性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
	保安性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている

事業計画の効果(B2)に関する評価指標(沼津法務総合庁舎新営工事)

分類	評価項目	取組内容 【官署と収容で共通に使えるように設定】	実例など	評価
社会性	地域性	<ul style="list-style-type: none"> 自治体・近隣施設等との連携 地域住民との連携 既存建造物(歴史的建築物)の有効利用 地域性のある材料の採用 緑地・オープンスペースの設置 地域に開放された施設の設置 周辺の自然環境への配慮 周辺の都市環境への配慮 地域の防犯への配慮 地域住民の生活への配慮 景観への配慮 	自治体と「避難所としての施設利用に関する協定書」の締結 近隣住民への避難場所提供 敷地境界部分のセットバック、緑地の確保、遊歩道の整備	A:3つ該当 B:2つ該当 C:1つ該当又は該当なし
		<ul style="list-style-type: none"> 地域住民の人権に配慮した建物計画 被疑者、被収容者、保護観察対象者等の人権に配慮した建物計画 来庁者の人権に配慮した建物計画 省エネ機器・システムの導入 屋上緑化 水の循環利用 自然エネルギーの活用 グリーン購入法の全面的な対応 断熱性の向上 環境性能の高いエネルギーの採用 省エネシステムの導入 	内部からの視線制御 来庁者との動線分離、外部からの視線制御 犯罪被害者、面会人等と一般来庁者との動線分離 高効率照明器具(LED照明, H照明), 高効率変圧器 屋上緑化 雨水利用設備、排水再利用 太陽光発電, 風力発電, クールヒート・トレンチ(地中熱) 温水器, 空調用機器, 配管材, 衛生器具, 照明制御システム, 変圧器 遮熱塗料使用 都市ガス、電気 流量可変システムや外気冷房システム等の採用	A:2つ以上該当 B:1つ該当 C:該当なし A:3つ以上該当 B:2つ該当 C:1つ該当又は該当なし
環境保全性	環境保全性	<ul style="list-style-type: none"> 建築物移動円滑化誘導基準」(望ましい規定)に基づく 「建築物移動円滑化基準」(法令規定)の他、一部「望ましい規定」も付加 		A:2つ該当 B:1つ該当 C:該当なし
		<ul style="list-style-type: none"> 地震被害を軽減させる構造の採用 電気室をGLより高め又は2階以上に設置 止水板の設置 雷保護の高性能化 災害時の対策 非常用飲料水の確保 停電対策 保管室の防火性能の確保 保安性の確保 被疑者、被収容者、保護観察対象者等の監視を容易にする工夫 保管室の防犯性能の確保 更新性の高い設備室 清掃を容易にする工夫 メンテナンスを容易にする工夫 増築可能な建物配置 	免震構造、制震構造 避雷器設置 収容室扉の一斉解錠装置、災害時の避難場所提供 受タンクの緊急遮断弁、採水用水栓等の設置、井水の確保 自家発電設備の設置、燃料の備蓄、蓄電池の設置 壁、建具等の防火仕様向上(文書、証拠品、領置品等) 護送用車両専用車庫(シャッター付)、作業門の二重化など 監視カメラ対応、死角を軽減させる平面・構造 鍵の二重化、認証装置付加	A:3つ該当 B:2つ該当 C:1つ該当又は該当なし
機能性	保安性			A:2つ以上該当 B:1つ該当 C:該当なし
				A:3つ該当 B:2つ該当 C:1つ該当又は該当なし
経済性	耐用・保全性		光触媒など 共同溝など	A:3つ該当 B:2つ該当 C:1つ該当又は該当なし

参 考 资 料

法務省大臣官房施設課に おける事業評価システム

法務省大臣官房施設課

目次

1 政策評価とは	1
2 法務省における政策評価	2
3 法務省大臣官房施設課における政策評価(事業評価) ..	3
4 事業評価システムの流れ	4
5 法務省大臣官房施設課における評価体制	5
6 事業評価(事前・再・事後評価)システム	
(1) 事前評価システム	6
(2) 再評価システム	12
(3) 事後評価システム	12

1 政策評価とは (政策評価に関する標準的 ガイドラインから)

平成13年5月17日省議決定

①政策評価とは

政策評価とは、「国の行政機関が主体となり、政策の効果等を測定または分析し、客観的な判断を行うことにより、的確な政策の企画立案やその実施に資する情報を提供すること」です。

政策評価は、「企画立案(plan)」、「実施(do)」、「評価(see)」という政策の大きなマネジメントサイクルの中に組み込まれ、実施されます。

②政策評価の目的

政策評価は、大きく以下の3項目を達成するために実施します。

- ①国民に対する行政の説明責任(アカウンタビリティ)の徹底。
- ②国民本位の効率的で質の高い行政の実現。
- ③国民的視点に立った成果重視への転換。

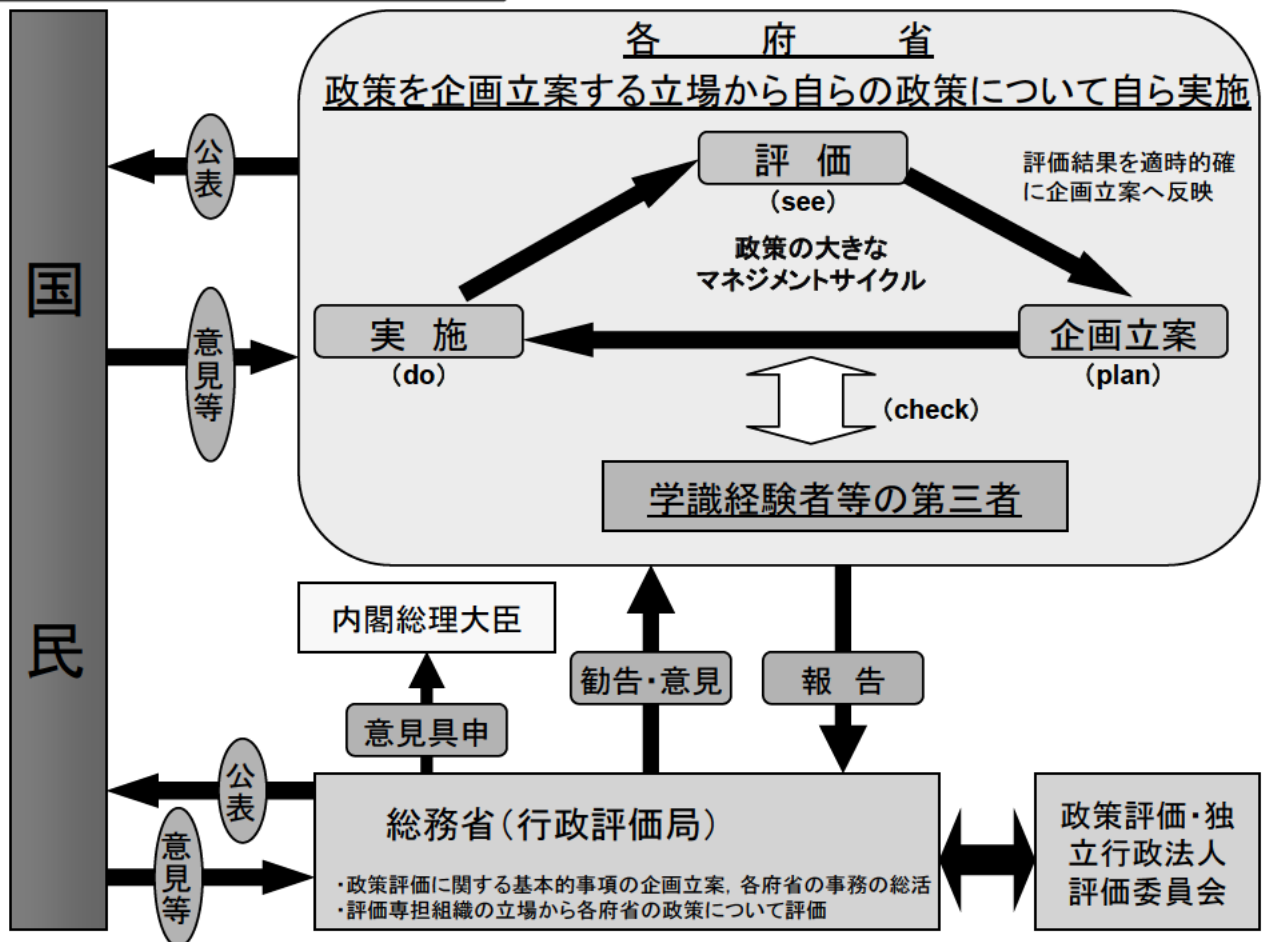
③評価の実施主体

- ・各府省は、政策を企画立案し遂行する立場からその政策について自ら評価を実施します。
- ・総務省は、評価専担組織の立場から各府省の政策について評価を実施します。

④第三者の活用

- ・各府省が評価を行うに当たって、必要に応じ学識経験者、民間等の第三者等を活用することとします。
- ・総務省には、民間有識者により構成される「政策評価・独立行政法人評価委員会」が置かれ、総務省の政策評価の中立性及び公平性を確保するために、総務省が行う政策評価の計画、実施状況、主要な勧告等の調査審議を行っています。

評価の枠組み



2 法務省における政策評価（法務省政策評価に関する基本計画）

①法務省政策評価に関する基本計画とは

総務省のガイドラインを踏まえた法務省の政策評価の枠組みとして定めるもので、法務省の政策の特質等に応じた適切な政策評価活動が行われるように、基本とすべき計画を明確にするものです。

②評価の対象

政策評価の対象としての「政策」は、多くの場合、「政策（狭義）」、「施策」及び「事務事業」という区分において捉えられ、相互に目的と手段の関係を保ちながら、全体として一つの体系を形成します。

③評価の観点

政策評価の実施に当たっては、主として必要性、効率性又は有効性の観点から行うほか、評価の対象とする政策の特性に応じ、公平性、優先性その他適切と認める観点を加味して行います。

④評価の方式及び実施の考え方

政策評価の方式は、事業評価方式、実績評価方式及び総合評価方式の3方式を用いるものとします。

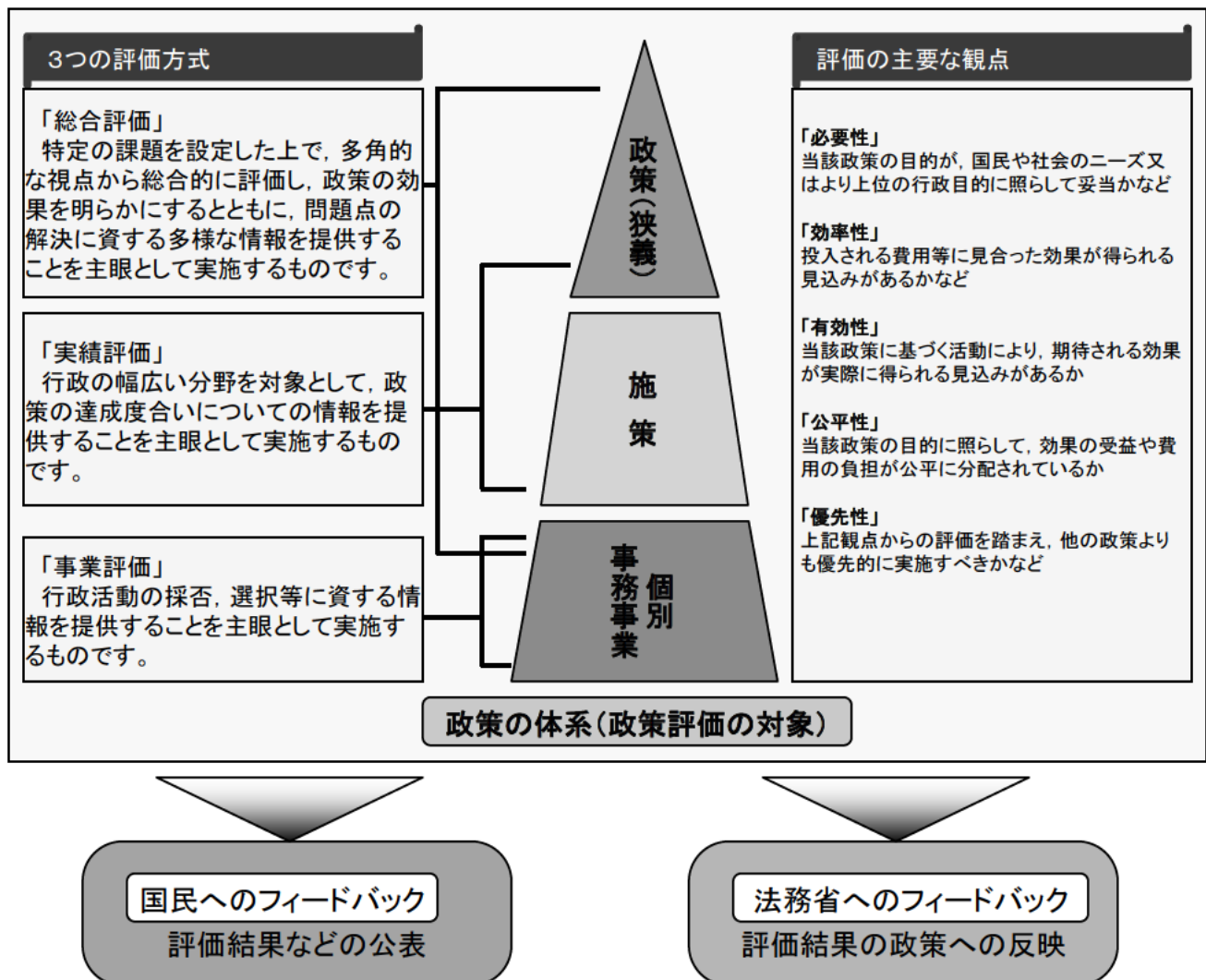
又、政策評価は、政策の性質等に応じ、対象となる政策ごとに適切な評価の方式を採用して実施します。

⑤評価結果の政策への反映

政策評価の結果は、政策の企画立案作業等における重要な情報として適時的確に活用される仕組みを構築しています。

⑥評価結果等の公表

政策評価に関する情報の公表は、インターネットのホームページ（<http://www.moj.go.jp>）を通じて行うほか、必要に応じて、政策評価企画室において随時行います。



3 法務省大臣官房施設課における政策評価（事業評価）

法務省大臣官房施設課事業評価の概要

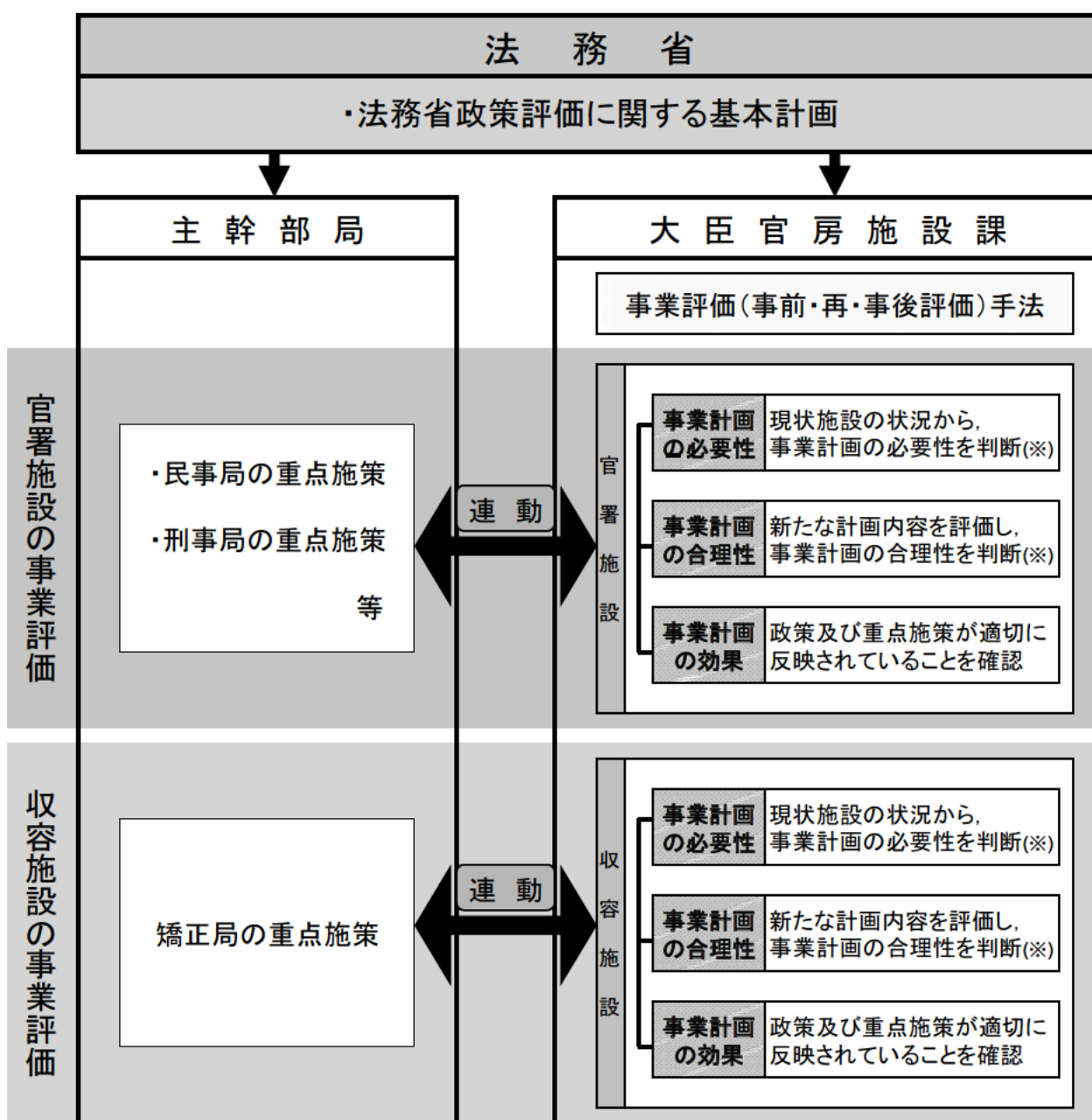
法務省大臣官房施設課では、法務省政策評価に関する基本計画を受け、政策評価のうち、事業評価を実施することとします。

○施設の特性に応じた2つの評価手法の構築

大臣官房施設課の所管する施設の特性を考慮し、「官署施設」と「収容施設」の2種類の事業評価を構築しています。（「官署施設」とは、検察庁、法務局、地方更生保護委員会、入国管理局、公安調査局等のことをいいます。）（「収容施設」とは、刑務所、拘置所、少年院、鑑別所等のことをいいます。）

○法務省主幹部局の重点施策と連動した評価手法

大臣官房施設課では、施設運営を統括する主幹部局の重点施策等と連動した事業評価を確立しています。

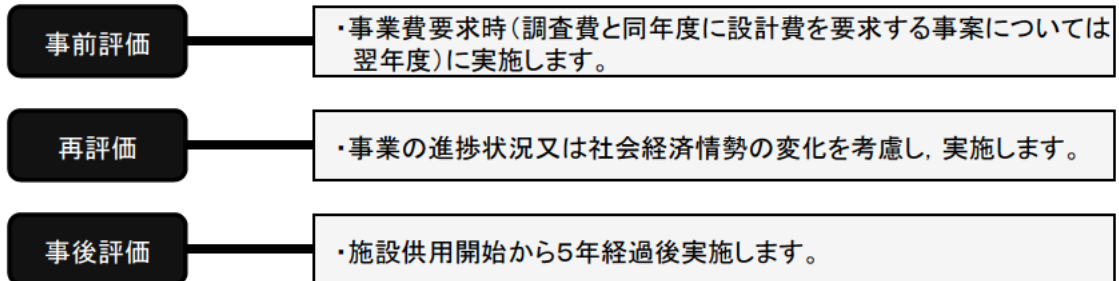


(※) 事業計画の実施の可否に関する評価であることから、原則として事後評価では実施しない。

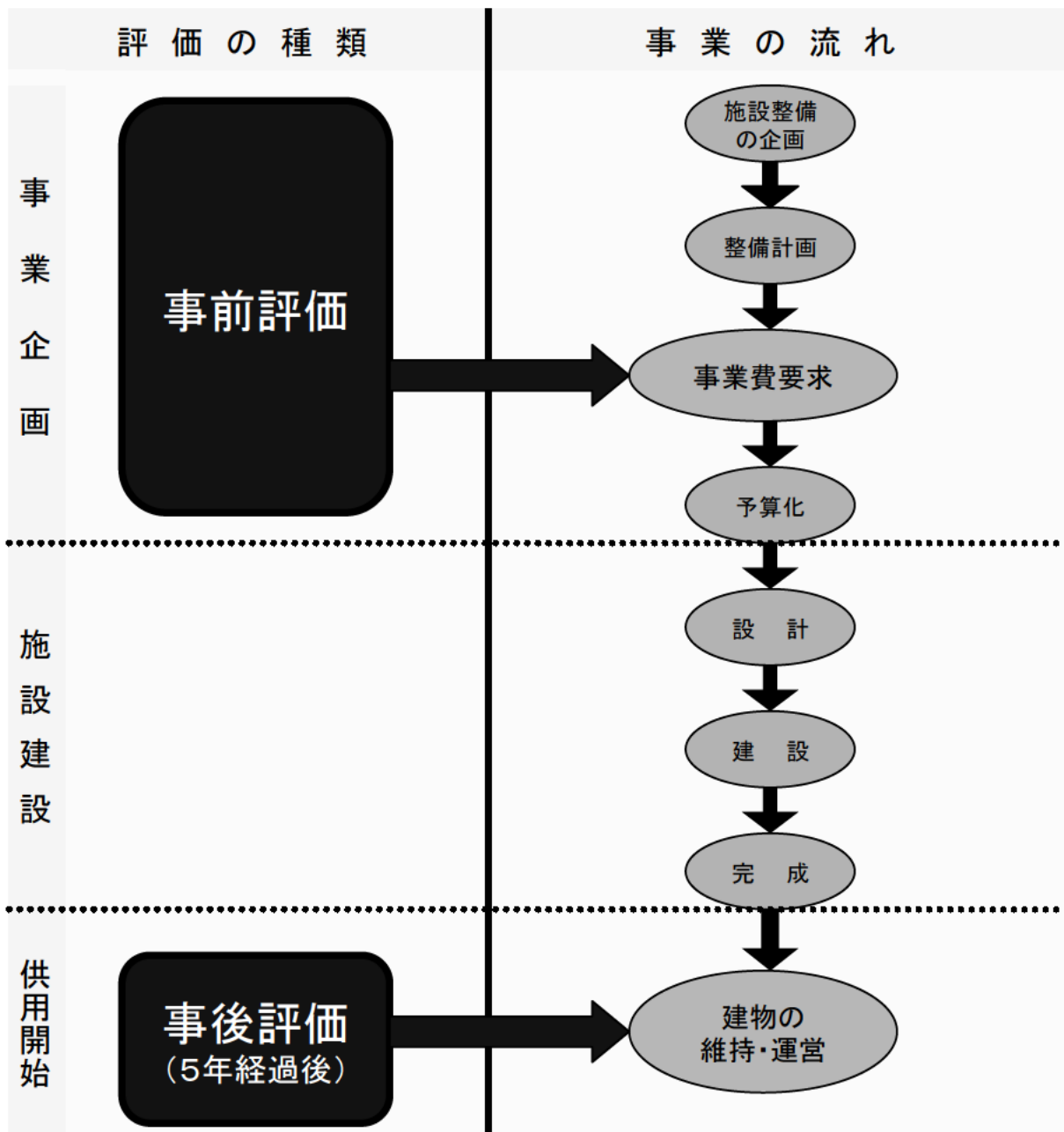
4 事業評価システムの流れ

事前・再・事後評価の実施

大臣官房施設課では、以下の時点で事業評価を実施します。



施設整備に関する業務の流れと評価の位置づけ

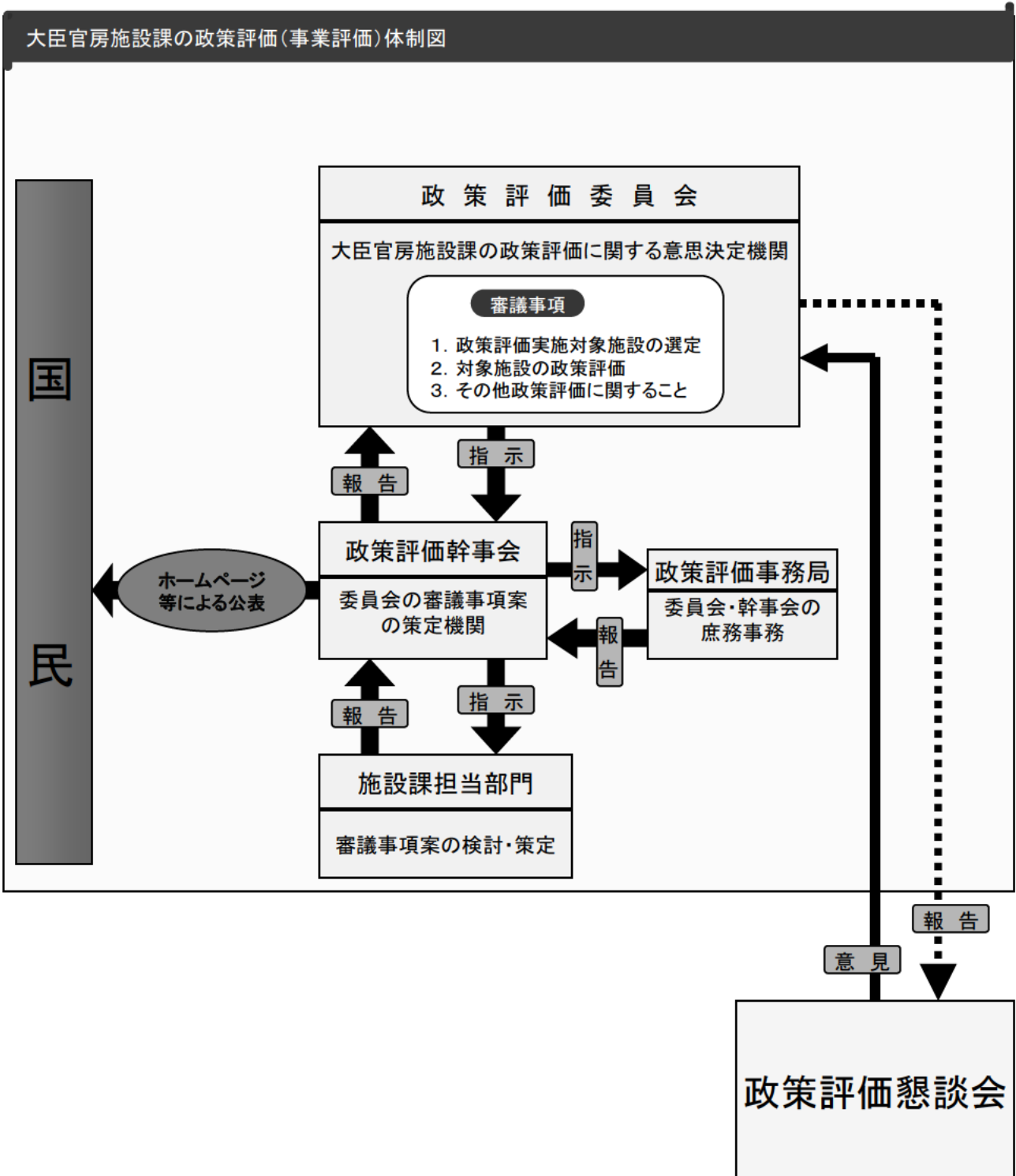


5 法務省大臣官房施設課における評価体制

目的

大臣官房施設課における政策評価(事業評価)を迅速かつ適正に実施していくことを目的として、以下のような評価体制を定めています。

大臣官房施設課の政策評価(事業評価)体制図



6 事業評価(事前・再・事後評価)システム

(1) 事前評価システム

官署施設及び収容施設の事前評価は、「事業計画の必要性」、「事業計画の合理性」、「事業計画の効果」の3つの評価指標から評価を実施します。

3つの評価指標の概要

事業計画の必要性

「事業計画の必要性に関する評価指標」により、「事業計画の必要性に関する評点」を算出し、事業計画の必要性を判断します。

事業計画の合理性

「事業計画の合理性に関する評価指標」により、「事業計画の合理性に関する評点」を算出し、事業計画の合理性を判断します。

事業計画の効果

「事業計画の効果に関する評価指標(B1・B2)」により、政策及び重点施策が適切に反映されていること(効果)を確認します。

○評価手法

事業計画が、「建替等の場合」か「新規施設の場合」かにより、「事業計画の必要性に関する評価指標」の計画理由を基に、①～③に示す手順により事業計画の評点を算出します。

- ①計画理由に該当する内容を抽出します（同一理由で2つ以上評点がある場合は、評点の高い方を採用する。）。
- ②計画理由が2以上の場合は、主要素と従要素に区分し、主要素についての評点に従要素それぞれについての評点の10%を加えた点数を事業計画の必要性の評点とします。
- ③法務総合庁舎計画、特々計画又はシビックコア計画（一団地の官公庁施設計画を含む）に基づくものには、②で算出した評点にそれぞれ10点を加算します。

事業計画の必要性に関する評点が基準レベル（100点）以上のものを必要性のある事業計画とします。

[事業計画の必要性に関する評価指標の用語の説明]

保安度：木造施設の経年による構造、設備等の劣化の度合いや立地条件に関する指標です。
建設時点を約9000とします。

現存率：非木造施設の建物全体としての新築時に対する現存価値を表す指標です。
建設時点を100とします。

面積率：現状施設の延床面積（㎡）／新営施設の延床面積（㎡）

事業計画の必要性に関する評価指標

●建替等の場合

計画理由	内容	評点							備考
		100	90	80	70	60	50	40	
老朽	木造	保安度2,500以下	3,000以下	3,500以下	4,000以下	4,500以下	5,000以下	6,000以下	災害危険地域又は気象条件の極めて過酷な場所にある場合、10点を加算する。
	非木造	現存率50%以下又は経年、被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	60%以下 同左	70%以下 同左	80%以下 同左				
狭あい	庁舎面積	面積率0.5以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主理由として取り上げる。
借用返還	立退要求がある場合		借用期限が切れ即刻立退が必要なもの		期限付き立退要求のもの		なるべく速やかに返還すべきもの		
	返還すべき場合、関係団体より借上げの場合又は借料が高額の場合			緊急に返還すべきもの			なるべく速やかに返還すべきもの		
分散	事務能率低下、連絡困難			2ヶ所以上に分散、相互距離が1km以上で(同一敷地外)、業務上著しく支障があるもの		2ヶ所以上に分散、相互距離が300m以上で(同一敷地外)、業務上非常に支障があるもの		同一敷地内に分散、業務上支障があるもの	相互距離は、通常利用する道路の延長とする。
都市計画の関係	街路、公園及び区画整理等都市計画事業施行地	周囲が区画整理等施行済みで当該施行分だけが残っているもの	区画整理等施行中で早く立退かないと妨害となるもの		区画整理等が事業決定済であるもの(年度別決定済)			区画整理等が計画決定済であるもの	シビックコア計画に基づいたもののうち、シビックコア内の当該施行分を除く施設、関連都市整備事業等全てが整備済のものは7点、全てが整備済または建設中のものは4点を加算する。
	地域制上の不適			都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度50点以下のもの	60点以下	都市計画的にみて、地域性上障害のあるもの、又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度70点以下のもの	80点以下	都市計画的にみて、地域性上好ましくないもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度100点未満のもの	
立地条件の不良	位置の不適			位置が不適当で業務上非常な支障を来しているもの又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの		位置が不適当で業務上支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの		位置が不適当で業務上又は環境上好ましくないもの	
	地盤の不良		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が不可能に近いもの	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理上好ましくないもの	
施設の不備	必要施設の不備	施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの		施設が不備のため業務の遂行が困難なもの		施設が不備のため業務の遂行に支障を来しているもの		施設が不備のため業務上好ましくないもの又は来庁者の利用上著しく支障があるもの	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主理由として取り上げる。
衛生条件の不良	採光、換気不良			法令による基準よりはるかに低いもの		法令による基準より相当低いもの		法令による基準以下であるもの	新設新営の主理由として取り上げない。
法令等	法令等に基づく整備	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの							国の行政機関等の移転及び機構統廃合等に適用する。ただし、機構統廃合による場合は主理由として取り上げない。

●新規施設の場合

計画理由	内容	評点							備考
		100	90	80	70	60	50	40	
法令等	法令等に基づく整備	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの							
新たな行政需要	新たな行政需要に対応した整備	当該行政需要への対応が特に緊急を要する		当該行政需要への対応を至急すべき		当該行政需要への対応の必要性は認められるが急がなくてよい			
機構新設	機構新設に伴う整備	整備を行わない場合、業務の遂行が著しく困難なもの		整備を行わない場合、業務の遂行が困難なもの		整備を行わない場合、業務の遂行に支障を来すもの		整備を行わない場合、業務上好ましくないもの	

収容施設の庁舎とは、施設全体を示し、他用途棟も含む。

イ 事業計画の合理性

○評価手法

事業計画が、「事業計画の合理性に関する評価指標」のどの場合に該当するかを判断し、評点を算出します。

- ①事業計画と同等の性能を確保できる代替案(改修・増築・民借)の有無を確認します。
- ②想定される代替案と事業計画との経済性及びリスク等を比較します。

事業計画の合理性に関する評点が基準レベル(100点)のものを合理性のある事業計画とします。

事業計画の合理性に関する評価指標

評 点	評 価
100点	下記のいずれかに当てはまる。 ・同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、事業案の方が経済的であると評価される場合。 ・同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、リスク等の総合判断により事業案の方が合理的であると評価される場合。 ・他の案では、事業案と同等の性能を確保できないと評価される場合。
0点	上記のいずれにも当てはまらない。

ウ 事業計画の効果

○評価手法

「業務を行うための基本機能(B1)」と「政策及び重点施策に基づく付加機能(B2)」の2つの視点からそれぞれの評価指標により効果の有無を確認します。原則として、基本機能(B1)は基準レベル(100点)以上とします。

- ①「事業計画の効果(B1)に関する評価指標」の各項目ごとの該当する係数を全て掛け合せ、100倍した数値を事業計画の効果(B1)の評点とします。
- ②「事業計画の効果(B2)に関する評価指標」により、各分類ごとにその取組状況を評価し、政策及び重点施策に合致しているか確認します。

基本機能(B1)及び付加機能(B2)が適切に反映されているものを効果のある事業計画とします。

事業計画の効果(B1)に関する評価指標

分類	項目	係数					
		1.1	1	0.9	0.8	0.7	0.5
位置	用地取得の見込	取得済み、現地建替	国有地の所管替予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なもの			建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる			自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある	自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり				整備の見込なし
	都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画シビックコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能			都市計画等と整合しない
	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している			敷地が有効に利用できる形状ではない 安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接していない	
規模	建築物の規模	業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている			規模と業務内容等との関連が不明確	規模未定
	敷地の規模	駐車場、緑地等に必要面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場等の確保に支障がある			
構造	単独庁舎、 総合庁舎 としての 整備条件	単独庁舎の場合	単独庁舎としての整備が適当			総合庁舎又は合同庁舎計画との調整が必要	総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要
	総合庁舎の場合		総合庁舎としての整備条件が整っている				総合庁舎としての整備条件が整っていない
	機能性等	適切な構造、機能として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である			適切な構造、機能として計画されていない	標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある

収容施設の庁舎とは、施設全体を示し、他用途棟も含む。

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

(事前評価)

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
	人権	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
機能性	ユニバーサルデザイン (建物内)	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
	防災性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
	保安性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
経済性	耐用・安全性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている

(2) 再評価システム

事業費要求後5年間未着手等、事業の進捗が望めない場合又は社会経済情勢に特段の変化があり、再度の評価が必要と考えられる場合に実施します。

官署施設及び収容施設の再評価は、事前評価時に実施した「事業計画の必要性」、「事業計画の合理性」、「事業計画の効果」の3つについてそれぞれの評価の見直しを実施します。

(3) 事後評価システム

事後評価は、施設の供用開始から、5年経過後に実施します。

なお、事前評価で実施した「事業計画の必要性」及び「事業計画の合理性」は、事業計画の実施の可否に関する評価であることから、原則として事後評価では実施しないこととします。

評価指標の概要

事業計画の効果

事前評価で実施した「事業計画の効果に関する評価指標(B1・B2)」に関する実績やデータを示して、政策及び重点施策が適切に反映されていること(効果)を確認します。

事業計画の効果

○評価手法

「業務を行うための基本機能(B1)」と「政策及び重点施策に基づく付加機能(B2)」について実績を示すともに関連するデータを示して、それぞれの効果の有無を確認します。

- ①「事業計画の効果(B1)に関する評価指標」の各項目ごとの該当する係数を全て掛け合せ、100倍した数値を事業計画の効果(B1)の評点とし、評点が100点以上あることを確認します。
- ②「事業計画の効果(B2)に関する評価指標」により、各分類ごとにその取組状況を評価し、政策及び重点施策に合致しているか確認します。

それぞれの付加機能が適切に反映されているものを効果のある事業計画とします。

事業計画の効果(B1)に関する評価指標

分類	項目	係数					
		1.1	1	0.9	0.8	0.7	0.5
位置	用地取得の見込	取得済み、現地建替	国有地の所管替予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なもの			建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる			自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある	自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり				整備の見込なし
	都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画シビックコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能			都市計画等と整合しない
	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している			敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接していない
規模	建築物の規模	業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている			規模と業務内容等との関連が不明確	規模未定
	敷地の規模	駐車場、緑地等に必要な面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている			駐車場の確保に支障がある	
構造	単独庁舎、 総合庁舎 としての 整備条件	単独庁舎の場合	単独庁舎としての整備が適当			総合庁舎又は合同庁舎計画との調整が必要	総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要
	総合庁舎の場合		総合庁舎としての整備条件が整っている				総合庁舎としての整備条件が整っていない
	機能性等	適切な構造、機能として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である			適切な構造、機能として計画されていない	標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある

収容施設の庁舎とは、施設全体を示し、他用途棟も含む。

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

(事後評価)

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
	人権	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
機能性	ユニバーサルデザイン (建物内)	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
	防災性	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
	保安性	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている

FACILITIES DIVISION
MINISTRY OF JUSTICE

法務省大臣官房施設課

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1
TEL: 03-3580-4111(代表) Fax: 03-5511-7203
URL: <http://www.moj.go.jp>